

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

総務常任委員会 会議録			
日 時	平成 17 年 3 月 17 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 3 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、山田・横田・上野・菊地・小前・ 佐々木(勝)各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、小前委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「財政再建推進プランについて」

(財政) 笠原主幹

それでは、お手元に配布いたしました資料、財政再建推進プランに基づき説明申し上げます。

表紙をめくっていただきたいと思います。目次がございますが、推進プランは大きくは六つの項目から構成されております。の財政再建推進方針では、基本的な考え方とプラン推進の基本方針を、の財政の状況は、予算編成の状況から財政指標と他都市比較まで八つに分けて記載し、のこれまでの財政健全化の取組では、これまでの取組と財政効果を、の現状での収支試算では、対策をとらない場合の21年度までの収支見込みを、の財政再建を図る取組では、計画期間、計画目標、改善目標額、改善のための取組を、最後にでは、推進プランの進ちょく状況の検証としております。

次に、1ページから要点を説明させていただきます。基本的な考え方として、本市ではこれまで平成12年に策定した財政健全化計画を基に財政健全化に取り組んでまいりましたが、景気の低迷や少子高齢化の進展など本市を取り巻く環境の変化から、かつてない厳しい状況に追い込まれております。このことから、将来にわたって効率的かつ安定的に継続可能な行政運営をなしうる財政構造とするための抜本的な見直しをして、今、直面する財政再建団体への転落を何としても回避するため、不退転の決意で財政再建に取り組むということを掲げております。

次に、プラン推進の基本方針として四つ掲げております。

一つ目はスリムな行政。本市の人口規模などにふさわしい行財政運営を基本としますということで、人口規模などいわゆる身の丈に合った行財政運営を行うと、こういうことでございます。

二つ目は、スリムな組織。時代や住民のニーズに柔軟に対応するため、組織・機構の改革をさらに進めますということで、これまで組織・機構の見直しを推し進めてまいりましたが、引き続き見直しを進めていくという考えであります。

三つ目は、聖域なき見直し。これまでの財政健全化の取組を踏まえ、さらにすべての事務事業を見直し、その必要性や効果を検証しますということで、これまでの財政健全化の取組を進めるとともに、さらにすべての事務事業の見直しを行うことと、これまで事業の必要性や効果などが適正に検証されてきたのかということもありますので、限られた財源を有効に活用するためにも事業効果を検証していくという考えであります。

四つ目は市民との協働。行政と民間の役割分担を明確にし、市民との協働の行政を推進しますということで、行政が担う部分と民間が担う部分など双方の役割分担を明確化し、市民の皆様のご協力の下、行政の推進に当たりたいとの考えであります。

以上の四つの基本方針に基づき、財政再建推進プランの確実な実施を図ってまいりたいと考えております。

2ページから13ページまではこれまでの決算数値を基にした本市の財政状況など、14、15ページはこれまでの財政健全化の取組の状況でありますので、この部分につきましては説明は省略させていただきます。

次、16ページをごらんください。財政再建推進プランの中心となる部分です。まず、現状での収支試算ですが、平成16年度決算見込みと平成17年度予算を踏まえ、平成21年度までの収支試算を行いました。収支試算に当たった前提条件は、現行制度が継続されるものと仮定して試算を行い、歳入では市税・地方交付税については平成19年度以降の地方財政計画が不明であることから、平成17年度予算計上額をそのまま見込みました。そのほかの歳入に

については、現行制度により各歳出に合わせて試算いたしました。

歳出では、職員給与については平成17年度5パーセントの削減、平成18年度7パーセントの削減とし、正規職員数については平成17年度予算人員で固定しております。また、退職者については、定年退職予定者数を見込みました。扶助費については、平成17年度予算を基にこれまでの伸び率を勘案して試算し、公債費については利率を2.3パーセントと想定して試算し、普通建設事業費については21世紀プラン第3次実施計画等を基に試算し、繰出金については各会計の収支見込みなどにより試算いたしました。

次に、17ページはその収支状況を表にしたものですが、今の前提条件を基にした試算では、単年度収支が平成18年度15.2億円、平成19年度33.9億円、平成20年度30.7億円、平成21年度27.9億円とそれぞれ赤字となります。累積では、平成18年度35.3億円、19年度69.2億円となりまして、19年度には財政再建団体転落ラインで約63億円ですけれども、超えてしまうことになります。さらにそのままですと、21年度には累積赤字が127.8億円と膨大な金額になってしまいます。

そこで、財政再建団体への転落を回避しなければならないということになりますが、18ページから20ページには財政再建の取組について記載しております。まず、18ページですが、計画期間は平成17年度から平成21年度までの5年間とし、財政再建団体への転落を回避することと、平成21年度には単年度収支の黒字化を図ることの二つを計画の目標といたしました。改善目標額は、財政再建団体への転落を回避するため、平成17年度から毎年度取組を進めますが、平成18年度から21年度までの4か年で合計約88億円の財政効果とし、また平成21年度には単年度収支の黒字化を図り、その後の累積赤字の解消につなげるため、単年度約28億円の財政効果を上げることといたしました。

19ページ、改善のための取組ですが、表は平成21年度までの一般財源ベースの収支試算で、現行収支の欄は先ほど17ページで説明しました単年度収支不足額を上段Aに、累積収支不足額をその下段に記載しております。

改善目標の欄では上段に歳出削減対策、B欄ですけれども、平成18年度以降各年度の対策額を横に記載しております。B欄の内訳としまして、人件費の抑制では、退職者不補充による職員数の減や今後見込まれる公務員給与の官民格差分5パーセントのほか、早期希望退職制度の導入などを予定しております。事業の見直しでは、事業の繰り延べや予算執行段階での経費節減などのほか市債の導入など、一般財源の縮減を図りたいと考えております。

歳入増、Cの欄ですが、平成18年度以降入湯税の課税免除の見直しによる0.5億円を見込み、使用料・手数料は今後4年ごとに見直しを行うということで、平成21年度には使用料・手数料の改定分0.3億円を見込みました。

このBとCの項目につきましては達成が可能であると判断し、その項目を示しましたが、さらにその他の改善必要額としてDの欄に記載しております。このDの欄の額が改善されなければ、財政再建団体への転落を回避するという目標が達成されません。そのためには平成19年度、20年度各8億円、21年度7億円と、たいへん大きな改善額が必要です。その他改善必要額の具体的な対策につきましては、今後早急に庁内にワーキンググループをつくり、その中で検討してまいりたいと考えております。

その検討項目といたしましては20ページに四つの柱を掲げまして、さらにその柱ごとに各項目ごと、それぞれ三つないし四つの項目に区分して記載しております。本年秋を目途に具体的な実施計画を取りまとめて、その内容を議会や市民の皆さんに示し、着実に実行してまいりたいと考えております。

21ページ、推進プランの進ちょく状況の検証ですが、本プランでは計画の進ちょく状況の検討と情報の積極的な公開についても重視しており、その考え方を示しております。

委員長

「消防署高島出張所の支所制への移行について」

(消防)総務課長

消防署高島出張所の支所制への移行について、報告いたします。

今の高島出張所を手宮出張所に統合し、手宮出張所を手宮支署に、高島出張所を手宮支署高島支所とするもので

あります。この手宮支署は現在の錢函支署と同様の位置づけとし、また高島支所は蘭島支所と同様の位置づけとするものであります。

消防体制であります。今の高島の庁舎と消防車は現在そのまま残し、職員については手宮支署からローテーションにより 1 車分を派遣するものであります。支所と名称が変わりますが、現在とほぼ同様な体制であります。

配置人員であります。現在手宮34人、高島14人の両出張所では48人の配置でありますが、この2か所の職員を手宮1か所に配置し、6人を削減して42人の配置とするものであります。毎日の勤務人員は14人ないし13人となり、手宮支署に10人、高島支所に4人ないし3人を派遣するものであります。実施時期は平成17年4月1日からとするものであります。

以上で、消防署高島出張所の支所制への移行について報告といたします。

委員長

次に、本定例会で付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第29号小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案について」

(総務)職員課長

議案第29号小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案につきましては、平成16年6月9日公布の地方公務員法の一部を改正する法律が平成17年4月1日に施行されることにより、地方公務員法第58条の2で人事行政の運営等の状況の公表が義務づけられたので、同法同条の規定に基づいて公表に関して必要な事項について定めたものです。

条例の内容ですが、第2条で各任命権者の任用、給与、勤務時間、服務、研修などの事項の長への9月末までの報告義務、第2条で、公平委員会の業務状況などの長への報告義務、第4条で長もみずからが任命権者として、また任命権者から報告を受けた事項の内容などについて、毎年の公表方法について規定しております。これまでは昭和56年10月13日付けの自治省事務次官通知による任意規定で広報おたる2月号に職員の給与等の概要を公表しておりましたが、平成17年度からは義務規定となりますので、これまでの公表をやめ、条例に基づく公表を行うこととなります。

委員長

「議案第32号小樽市税条例の一部を改正する条例案について」

(財政)市民税課長

議案第32号小樽市税条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

平成16年12月3日に信託業法の一部改正が施行されました。この改正に関連して地方税法の一部改正が行われたことにより、市税条例についても一部改正の必要が生じたためであります。この内容であります。法人市民税の納税義務者は内国法人、外国法人を対象としておりますが、外国税額控除の適用を受けられるのは内国法人のみであったものを、外国法人が行う信託事業に係る部分について、一定の方法により外国税額控除を適用させるための改正であります。

委員長

「議案第43号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について」

(消防)予防課長

議案第43号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、消防法施行令の一部改正により、通常用いられる消防用設備等にかえて用いることができる新たな消防設備の基準が加えられたことから、小樽市火災予防条例で規制するものに関しても同令に準じた基準に改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第45号小樽市非核港湾条例案について」

菊地委員

議案第45号小樽市非核港湾条例案について提案させていただきます。

今年1月、全国市長会で核兵器の廃絶を求める決議を上げています。簡単に中身を読ませていただきますと、「我が国は唯一の被爆国として核兵器の廃絶を全世界に訴えてきた。核兵器をめぐる世界情勢が深刻化を増す中、本年5月ニューヨーク国連本部で開かれる核不拡散条約（NPT）再検討会議は、核兵器廃絶を進める上でたいへん重要な意味を持った会議となる。こうした中、平和市長会議等においては、2020年までに核兵器の廃絶を実現するために、核兵器廃絶のための緊急行動を展開しているところである。核兵器は人類の生存をも脅かすものであることから、本会は核兵器に向けた国内外の世論がよりいっそう喚起され、核兵器のない世界が一日も早く実現されるよう強く求める」。そのような中身であります。しかし、日本の状況を見ますと、アメリカのブッシュ政権に組み込まれる形で核搭載可能な艦船の民間港への入港が繰り返され、それらをやめさせることなくして核兵器の廃絶を求める多くの国民の願いが実現するとは思えません。ぜひ条例案に賛成いただきますよう訴えまして、提案説明いたします。

委員長

これより、質疑に入ります。

今議会なのですが、財政の問題を含め、それから学校の問題、非常にこの総務常任委員会というのは大事なところかなと思っていますので、お互いに緊張感を持ちながら議論していければと思いますのでご協力願います。

質疑に入りますが、なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

共産党。

菊地委員

財政再建推進プランについて

初めに、財政再建推進プランについて聞きたいと思います。

今回の財政再建推進プランをつくるに当たって、以前まとめました財政健全化計画で、目途、これらの到達点について、若干説明していただきたいと思います。

（財政）笠原主幹

このたびの財政再建推進プランと、以前に示しました財政健全化計画についての到達点ということでのお尋ねでございますけれども、現在16年、17年度の取組といたしましては、平成15年11月に、議会の方に財政健全化の視点ということで50項目を示しました。その項目の取組状況につきましては、今回のプランの中で15ページの方にその一部を表にさせていただいております。

その表の中にありますように、財政健全化の視点では、18年度に40億円の財政効果という形で目標にしておりましたけれども、16年度、17年度の予算によりまして、記載のとおり人件費の抑制では合計として約12.6億円、それと歳出の削減といたしまして15.5億円、それと歳入の確保ということで約6億円と、こういうような形で効果を上げておりまして、そのトータルといたしましては34.1億円と、こういう形になっております。

菊地委員

頑張ったかなりの効果を上げてきたと思うのですが、それにもかかわらず、このまま推移したら、127億円もの収支不足になるという、この主な理由についてお願いします。

(財政) 笠原主幹

今回示しました収支の試算、現状での収支試算でございますが、今、委員がおっしゃられたとおり、現状のままいきますと21年度には128億円という累積赤字になりますが、この中で現状の収支見込みといたしましては、まず歳入の部分につきましては、現状平成17年度の予算計上額、それをそのまま見込みました。これは先ほどの報告の際にも、歳入の部分については触れさせていただきましたが、そのほか歳出の部分でいきますと人件費、この部分が大きいわけですが、人件費の部分につきましては現状16年度以降は3年間3パーセント、5パーセント、7パーセントという独自削減を実施しておりますけれども、この現状の収支見込み、この中では19年度はいったんはこの独自削減は復元するということを想定して、収支見込みを行っております。ですから、この人件費の部分がまず歳出が大きくなっている。これが一つの要因です。

また、同じく人件費ですが、いわゆる団塊の世代の退職がこの先ありまして、18年度以降、大体30から40、多いときは約50名程度の退職がありますので、そのこの部分の退職手当、こういう部分も歳出を膨らませている要因になります。

あとはプランの中でも表示してございますが、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却処理施設の供用開始に伴う負担金の増とか、あとはほかに給付費の増加に伴いまして介護保険の繰出し、こういうものが増えると、こういうようなものが要因となっております。

菊地委員

歳出の方はわかったのですが、それらは前から予想されたことですね。それで18年度までにいろいろ状況が見込まれるということで、財政再建計画に基づいて頑張ってきて、それなりの見通しを立てたと。なおかつ、あらかじめ予想された歳出の部分で、計画が変更になることは、歳入の方との絡み、見込み違いが出てきているのではないかと思います。その辺についてはいかがなのでしょう。

(財政) 財政課長

今、委員がおっしゃるとおりでございますが、15年度につくったときには三位一体改革について特に地方交付税の影響額がまだ見えておりませんでしたので、そういう点での特に地方交付税の影響額というものが、15年度予算と16年度予算を比べると12億数千円というものが下がってきた。さらに、16年から17年にかけて地方交付税自体はほぼ同じ金額を維持できましたが、補助金の一般財源化による歳出も増えたと。それらの集まりがけっきょく15、16、17とやってきました財政健全化の取組の金額、それと大体見合うようになって、さらに今言ったような増える要素がそのままこの財政悪化に表れてきてしまったと、簡単に言うとそういう形になります。

菊地委員

そうすると、平成14年あるいは15年度ベースで国から地方に交付税なり、入るお金がそのベースであれば、ここまで財政を厳しく予測することがなかったということではないかというふうに言えるということですか。

(財政) 財政課長

まさにそのとおりでございますが、平成15年度までは収収も落ちておりましたが、地方交付税がそれをほぼ補うぐらい増えていました。それが16年度から一転してマイナス傾向になりました。これが非常に大きいということだと思います。

菊地委員

そういう意味では、19年度以降の交付税の在り方とかというものはっきりしない中では、歳出面でどれだけ切り詰めるかということに大きくかかわってくると思うのですが、19ページにあります改善目標の「改善必要額D」のところには18年度5,000万円、19年度8億円、これらについては内訳といいますか、そういうものは載っておりますか。

(財政) 齋藤副参事

新しいプランのその他の改善必要額の件でございますけれども、先ほど主幹の方から説明いたしました、歳出削減対策、歳入増対策については一定程度確保のめどがついた点で示して、この改善必要額につきましては、以前にも説明申し上げましたとおり、このプランでいきますと20ページに取扱項目ということで大きく4項目を掲げてございますが、こういった点に基づきまして議会終了後にワーキンググループを立ち上げまして、具体的にどういう項目をどういう視点で取り組んでいくか、そういう中で秋ごろをめどに実施計画を具体的に、そして第4回定例会では議会にも示したいと、こういう流れで進めたいと、そういうふうを考えてございます。

菊地委員

前回の財政再建計画の中では、経常収支比率の予算が数字のところには書かれていたのですけれども、今回はないです。これから公債費をいつまでどのくらい残すのか、そういうのもこの全体の流れの中でまた決めなければならぬところがあるので、なかなか出てこないのでしょうか。

(財政) 財政課長

前回計画をつくった、これは12年の段階なのですが、当時はまだ赤字になっておりません。特に作成した前の年、11年度の決算というのは9億5,000万円という黒字決算をしておりました。その時点で必ずしも目標が少し高かったといいますが、健全化計画でございますから、今の財政構造をどう変えていこうか、そういうような目標でございましたので、経常収支比率を改善しようとか、単年度収支は均衡を毎年保つのだと、そういう形でしてきました。

ただ、前回も申し上げましたが、今年、今の計画、今の小樽市の財政状況は、もう健全化を図る段階にはないと。もう既に赤字予算を組んでいるわけですから、これはもう赤字になったら、それは黒字化を目指すという意味で再建でございます。その再建のレベルが経常収支とかどうか、そういうレベルではなくて、まず黒字を保つ、しかも赤字再建団体にならない、ここをぎりぎり踏ん張るのだと、そういう経過になってきてございます。

菊地委員

なかなか厳しい財政の再建推進プランとは思いますが、これからさまざまに検討されるこの「改善必要額D」を生み出すための検討策の中に、常々市長はこれ以上の市民負担はかけられないとは言っていますけれども、新たな市民負担あるいは事務事業のスリム化ということでは頑張れるところはまだあるのだらうとは思いますが、職員負担とかそういうものが出てくるのではないかという心配を私はしているところなのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

財政部長

ただいまのそういうご心配、これは今の段階においてどうするという事は申し上げられませんが、確かに必要改善額として何らかのベースがさらに必要であるということがありますから、ですから基本的にはいわゆる基本方針とか、それから取組のこの事項に掲げておりますけれども、やはりこの行財政システムというのをどうやるかといった、基本的にもういわゆるリストラクチャリングを、再構築しなければならないと。そういう中でやはり改めて徹底した見直しをして、今までどおりさらにいろいろな市民と行政とのサービスの在り方の見直しとか、それから職員給与についても今後国の動向もございまして、そういったような推移を見た中で、その時点では判断するのが出てくるかもしれません。

それから、もう一つは、19年度で非常に大きな税制改正、18年度以降にあります。19年度から実施されるということがまだ見えないということがありますので、それによっては歳入の部分が非常に変わる可能性もある。ですから、これは今の段階で示しておりますけれども、極端に言えば、1年後にさらにまた数字の見直しをするとか、常にこの時点でやはりフレキシブルに、柔軟にやはり見直しを進めていかなければならないと、こういう計画ということでご理解いただきたいと思います。

菊地委員

一つには国に対しても、もっと理解をしてもらえるような働きかけも同時に必要と思いますが、取組項目の20ページには国・道など関係機関への要請ということもありますし、それから事務事業の見直しということも常に言うておりますけれども、その中にぜひ加えていただきたいというふうに思っているものに、石狩湾新港の問題とか、簡易水道の取組、この部分について新たな小樽市の負担が昨年から増えていると思うのですが、そのことで石狩湾新港地域の水道事業で小樽市がこのように負担をしていかなければいけないというしくみについて、若干説明していただければと思います。

(総務) 企画政策室長

今回の負担の関係でございますけれども、一つには今まで石狩開発が負担をしてございました、まず収支の不足という部分、これは石狩開発が民事再生を受けたということで、土地に今まで上乘せをして、それで小樽市の方に支払っていただいていた部分がそういう形をとれなくなったという、そういう状況がございまして、その部分が小樽市の負担になったということが一つございます。

そのほかに昨年来からいろいろと企業団への出資負担金、この部分について、今まで石狩開発の特定財源を基に北海道から小樽市の方に支払っていただいた補助金の部分でございますけれども、この部分を今後どうするかということで、昨年来から北海道と協議を行ってきてございます。これも基本的には北海道はあくまでも石狩開発から特定財源という形で負担をしていただいて、今まで小樽市の方に支払っていただいたというので、こういうスキームの中で動いていたものでございますので、北海道としてもなかなか今までどおりの形で全額負担というのは厳しいということで協議をしていたわけでございますけれども、ちょうど今年度が企業団のいろいろな見直しの時期に当たってございましたので、そういう部分で昨年は全額北海道が負担をしていただくという形になってございました。今年度の当初から、北海道の主張としてはフィフティ・フィフティという形で、小樽市にも応分の負担をしていただけないかということで申出がございましたけれども、小樽市の石狩湾新港に対する関与の度合いと北海道の関与の度合いが、五分五分なのかどうかという部分をいろいろと議論した結果、最終的に新港の管理組合という部分では3分の2を北海道が負担していただくということもございまして、北海道が3分の2を負担する、残りの3分の1を小樽市が負担するという形で一定程度の協議が調ったという状況でございます。

菊地委員

これまでの議会の中でこの問題についていろいろ論議されてきているのですけれども、石狩西部広域水道企業団に小樽市が参画するに至った経過は、またどうしても今説明いただいたように小樽市が負担しなければいけないものなのかどうかということの部分については、なかなかこれは心配なのですけれども、その辺についてはいかがですか。

(総務) 企画政策室長

この地域の開発そのものが、国が定めた石狩湾新港地域の開発基本計画というものがございまして、その中ではこの新港地域の水道といいますが、用水供給については石狩川水系を基に水源を求めていくという形が定められたと、そういうことが一つございまして、そういう中で小樽市もこの広域水道事業団に参画をしていったという経過がございます。

あくまでもこの石狩湾新港地域というのは、国の施策、又は道主導で進められていったという経過がございますので、そういうことで、市の財政運営に影響を与えない形で、道もそういう形で支援をする形をとってございました。そういう中ではやはり小樽市に対して、全体を小樽市が負担するというのではなくて、北海道の方も3分の2を負担していただくという形で話合いを進めてきたということでございます。

菊地委員

なかなか企業誘致も進まない中では、本当にこの石狩西部広域水道企業団にずっと入っていて、ここから水を本

当に使う必要が出てくるのかどうかということも今のところ見通しがいいのではありませんけれども、その辺についてはどのように予想されていますか。

(総務) 企画政策室迫主幹

将来の水需要のお話かと思うのですが、私どもといたしましては特に小樽市域の場合、銭函 4 丁目と 5 丁目、これを石狩湾新港地域の後背地ということで抱えているのではありませんけれども、現在石狩開発のデータによりますと、大体 30 数社が操業している。土地を持って立地をしているという数が 60 ぐらいあるのではありませんけれども、このところ大きな増減がない。その中で小樽市としてもより土地利用を進めていかなければならないという中で、今、この地の用途地域を工業地域から準工業地域へと変更いたしまして、より立地企業が出やすいような形の中で用途を変えていきますので、そういった中で水需要を上げていくと、こういうふうに考えてございます。

菊地委員

石狩開発株式会社の民事再生計画の下で再建をしてきた中では、小樽の開発にふさわしい企業がどれだけ張りついたかというのは数としてはどうなのでしょう。この一、二年度どうかという。

(総務) 企画政策室迫主幹

細かい資料をつくっていませんけれども、先ほども言いましたように港湾地域を除きますと、現在私どもの銭函 4 丁目で、1 月末現在で 64 社が土地を持って、立地をしているということになってはいますが、ここ 1 年間で土地を転売されたとか、新たに土地を買われたという出入りはあるのではありませんけれども、おおむねこの 64 の前後で推移していると、そういうふうに認識してございます。

菊地委員

これどうなのでしょう。どこかの時点で見切りをつけるとか、そういうことはありえないのでしょうか。

(総務) 企画政策室迫主幹

見切りといいますと、企業団に見切りをつけるとか、そういう意味で答えてよろしいのですか。そういうことでしょうか。

現在、先ほど来話していますように、銭函の 4 丁目と 5 丁目につきましては、水道水の供給というのを地下水に頼っているわけなのですが、地下水の場合、地盤沈下とか、将来にわたります水質の変化、海に近いものですから塩化という問題もございまして、ある程度地下水を計画的に使っている状況にございます。その計画的にといいますと、例えば一つの井戸からは 1 日 1,000 トンが限界であると。それから、井戸と井戸の間の距離は 1 キロあけましょうというようなことで、計画的に地下水を利用しているような状況でございまして、この地下水を将来にわたって安定的にあるいは確実に供給を受けるということは、今後将来にわたって企業の立地が進んでいく中で非常に難しい状況になっていますので、やはり将来にわたって安定的な水道水の供給を受けるためにはこの企業団に参画をしていく、それ以外の方法は考えられないのではないかとこのように考えてございます。

菊地委員

この企業団にお金を支出して、さらに簡易水道にお金を支出して、そしてそれらの水を供給した企業から小樽市の財政が潤うまで、ではどのぐらいの見通しで考えていらっしゃるのでしょうか。

(総務) 企画政策室迫主幹

どのぐらいの企業が張りついたらとか、どのぐらいの期間がたてば水道事業の会計の収支といいますか、それが釣り合うのかというお尋ねだと思うのですが、やはり企業によっては、例えば小樽の場合、銭函 5 丁目あたりですと食品関係の企業が非常に張りついてございまして、こういった企業ですと比較的水を使うのではありませんけれども、それ以外の例えば物流とか、物販とか、そういった企業が張りつきますと、なかなか水需要というのは高く伸びていくようなことが期待できないものですから、立地する企業によってその水需要がどうなるかということを見極めなければなりませんので、どのぐらいの企業が張りついたらとか、いつになったらということは、ここで

答えることは非常に難しいのではないかとこのように考えてございます。

菊地委員

そうすると、この石狩湾新港に対して事業の縮小ということではどうということが考えられるのでしょうか。

(総務) 企画政策室長

事業の縮小という形がいいのか、その辺は今後企業誘致を高めるとか、また違った産業を創出するとか、いろいろな方法で土地の流動化というものを図っていくという方がいいのか。我々としては後者の方で、今後、今の準工業地域に用途地域も変更してございますので、さらに土地の高度利用が図れるということで、北海道、石狩開発、今は開発でございますけれども、開発とも協議をしながら、できるだけ企業を立地して、あの土地の流動化を図っていくという方向で進めていきたいというふうに考えてございます。

菊地委員

何とか小樽市の財政回復に向けていろいろ考えた方がいいのかなという思いでいろいろ質問させていただきましたけれども、この運営についてはまた引き続き経緯を見ながら質問を繰り返させていただきたいと思っております。

末広中学校のトイレ水洗化について

次に、教育の方にちょっと尋ねたいのですけれども、教育環境の整備について一般質問で新谷議員も尋ねたのですが、末広中学校のトイレの水洗化の問題です。私、実は平成15年12月の総務常任委員会で、学校施設の水洗化の計画について聞いたのですが、塩谷小学校が大体新年度といいますが、ここで終わりそうなので、次は張碓小学校と末広中学校かと思うのですけれども、その辺の計画について聞かせていただければと思います。

(教育) 総務管理課長

現在、水洗化については、16年度は塩谷小学校をしたところでございます。17年度については、下水道本管などの距離や技術的な課題などを検討して、また進めてまいりたいというふうに考えてございます。

菊地委員

それは前に聞いています。前教育長が水洗化については各校幾つぐらいつつと、私が勝手に答弁を聞いて、年に1校ずつやっていくとお答えになったのかなと思ったのですけれども、そういう計画ではないですか。

教育部長

トイレの問題でございますけれども、今、順次進めてきているところではあるのですけれども、やはり下水道本管と学校間の距離の問題とか、それからそれをドッキングする際の実質的な課題とかがあります。それぞれ例えば塩谷の場合ですと国道より学校の方が高いのかというのが、張碓は学校の方が高い。また、豊倉でありますと、道路よりも低い学校の位置になっている。こういった技術的な課題も実はありまして、ですから、私もはできるだけ、これまでも可能な限り、布設することについてはこういった経緯がございますけれども、担当課長も申しましたように、やはりこれから既存の排水管の布設がえということも実はありまして、そういった今回の技術面のことも相当考慮していかなければならないということを考えております。

冒頭申しましたように、下水道本管がやはり延長された時点ということの一つの節目といたしまして、今後やはり残された学校についても取り組んでいく必要があるだろうと考えています。

菊地委員

実は、先般、末広中学校の校舎を見せていただいたときに、中学生が校庭にちょっと涙ぐましい張り紙をしてあったのですけれども、小樽市の財政がピンチなので、大切に使いましょうというような意味のことを張ってありました。偉いと思いました。中学生の涙ぐましい努力に、教育委員会としては、それにこたえてくださるようお願いしたいというふうに思うのです。

それで、下水道施設の100パーセントを目指しながら、公的施設が残ったという、そういうふうにならないようにぜひ積極的な取組をお願いします。

それで、浄化槽の管理なのですけれども、どのようにされているのか、わかりましたら教えてください。

(教育)総務管理課長

毎月 1 回浄化槽の保守・点検・清掃をやってございます。

菊地委員

それは毎月。

(教育)総務管理課長

毎月です。

菊地委員

法律的に年 1 回きちんとした整備しなければいけないということになっていると聞いたのですが、そういう組合なり、そういうところにも頼んでやっているのでしょうか。

(教育)総務管理課長

基準は、末広中学校の場合の浄化槽の大きさからいうと二月に一遍程度でいいのですけれども、地域によっても違う部分があるので、それ以上やりなさいということになってございまして、毎月 1 回専門の業者による保守・点検・清掃をして、それに記録表で異状があるかないかとか、透視度がどのくらいあるかとか、そういう報告を受けてございます。

菊地委員

浄化槽の掃除とか点検では、においは報告されないのでしょうか。

(教育)総務管理課長

その中に異常な臭気のありやなしとかということの項目もございまして、また水質の測定の欄にも、臭気について報告をする部分がございます。まず上の部分については、先ほど言った異常な臭気についてはなし、それから水質の測定のところの臭気については微弱という報告を受けているところでございます。

菊地委員

先般伺ったときにはちょっと不快なおいがしていたものですから、この報告に限らず、もし今の時点で改善できることがあれば改善に努めて、ぜひお願いしたいというふうに思います。

放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブについて聞きたいのですが、新年度から障害児童とかも入会できることになって、たいへんよかったですと思っています。それで、現行ではおおむね 10 歳、3 年生をめぐりして、引き続き放課後児童クラブを利用するということができないとなるのですが、障害を持った子どもだとそうもいかないのではないかと思うのですが、年齢の引き上げとか、そういう部分についてどのように改めていくのかということについて聞きたいと思えます。

(教育)生涯学習課長

放課後児童クラブの障害児の受入れのことでございますけれども、放課後児童クラブは児童福祉法の中で位置づけられてございまして、放課後児童健全育成事業ということで、委員がおっしゃったとおりおおむね 10 歳未満、小学校 3 年生までを対象とした事業とうたってございます。それで、17 年度から、まず小学校 1 年から 3 年の部分でこれを対象に入れていくということでやってまいりたいと思っておりますけれども、4 年生以上の高学年の拡大につきましては、今進めてまいりますこの推移を見ながら、今後に向けて考えてまいりたいというふうに思っております。

菊地委員

ぜひ積極的な検討をお願いしたいと思います。

学校開放事業について

それから、学校の開放事業について聞きたいと思います。国の関与ということなのですが、新年度からは具体的にどのように変わっていくのかということについてお聞きします。

(教育)生涯学習課長

学校開放の文化活動開放とスポーツ開放活動と二つございますけれども、この自主管理方式の移行に伴うかぎ等の扱いでございますけれども、文化活動開放は現在稲穂小学校と量徳小学校の2校で行ってございます。現在、嘱託の管理者を置いてやってございますけれども、4月からは利用団体による自主管理方式というふうになってまいりたいと思います。

それで、かぎにつきましては、稲穂小学校は同じ建物の中にございます生涯学習プラザの方にかぎを保管しまして、それで窓口で最初に来た団体の方が、利用責任者になるのですけれども、その方を確認しながら窓口からかぎを受け取る。その利用責任者が解錠をします。終わりにつきましては、最後の団体の利用責任者が施錠して、そのかぎをプラザの方に返すといったシステムをとろうと考えております。

それから、量徳小学校につきましては、現在登録が3団体と非常に少ないものですから、その団体に対してはかぎを預けていこうというふうを考えております。

(教育)生涯スポーツ課長

学校開放のスポーツ関係の開放の関係のかぎの管理方法でございますが、これにつきましては昨年の10月から、教育委員会の附属屋内体育館において、モデル的にこの自主管理方式による開放の方法を実施しております。それと同様の形で、各体育館へ入っていく開放専用の玄関の横に玄関のかぎを保管する保管箱を設置しまして、そこに保管するという方法をとりたいと思っています。

また、その保管箱のかぎにつきましては、3連のダイヤル式の錠を用いまして、そのダイヤル番号につきましては、各利用団体の利用責任者3名を報告していただいておりますが、その方のみだけにだけお知らせするという形をとりたいと思っています。

また、このかぎの番号につきましては、定期的に錠を変えて番号を変えていくということで、不正防止を図っていきたいというふうには考えてございます。

菊地委員

現在、開放事業を利用されている方から、新年度変わるそのかぎの管理について、そういうことで本当に不正を防げるのだろうかという心配が寄せられていましたので、聞いたのですが、現在小樽でやっているところでは、何の支障もなくやっていたらそれでいいのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

先ほども申しましたが、昨年10月から、教育委員会の附属体育館の方でモデル事業として行っておりますが、現在までそういう事故・事件等は発生しておりません。

菊地委員

かぎの番号を定期的に変えるというような対策もとられているようですので、引き続き不正のないような対策をつくっていただきたいと思います。

議案第29号について

議案第29号のことについてちょっと聞きたいのですけれども、これはこれまで広報おたる2月号に発表されていたような内容が大きく変わる、これをもっと公表方法を変えようということもあるのでしょうか。

(総務)職員課長

これまで広報おたるの2月号に載せていた内容というのは、例えば給与の額とか、そういう部分で今年度の予算額とかという形で載せました。それに加えまして職員数、それから給与の額等は今までと変わらないのですけれども、例えば懲戒処分との関係とか、それから特別休暇、職員のどのような休暇があるかとかというものも含めて全体

にわたって公表する予定です。

菊地委員

引き続き、広報おたるで公表するのですか。

(総務)職員課長

これまで2月号ということで掲載していたのですけれども、月は別にして、おおむね同じような時期に広報おたるの方で公表したいと考えています。

菊地委員

公表項目というか、どういうことで休暇の取得等職員の手当ももう少し詳しく市民に公表されるようになると思うのですけれども、労働組合との関係ではどのようになっているのですか。

(総務)職員課長

これについては、言ってみれば結果を公表するということですので、特に問題ないというふうに思います。

菊地委員

行政の面で公開性を高めることになりますので、公表そのものには反対するものではないのですけれども、心配はないと思うのですけれども、事前に労働組合との協議とかあればもっといいのではないかなというふうには思っています。

女性職員の管理職登用について

それと、最後なのですが、男女平等参画の問題で女性職員の昇進、それから管理職への登用について、以前から質問させていただいているのですが、それらはちょうど今、人事異動の時期でもありますし、改善される見通しなのかどうかについて聞かせてください。

(総務)職員課長

補職率ということで、全職員数に対するいわゆる係長以上の人数で申し上げますと、平成15年が4.8パーセント、平成16年が5.2パーセント。そのうち管理職、課長以上というのは大体31名ないし32名で推移しています。来年度ということで4月1日を予定していますが、まだ作業中ということではっきり申し上げられないのですけれども、おおむね率は上がるのではないかと考えております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

地方行財政重点施策について

それではまず、総務省は平成16年4月に、平成17年度地方行政財政重点施策を策定しています。当市においては財政再建プランなりいろいろと出ていると思いますが、まずその総務省の重点施策についてどういう性質のものなのか、説明をいただきたいと思います。

(財政)財政課長

国の予算は、大体前年の8月末をめどに概算要求というのを示しています。そのときに概算要求に合わせて各省庁は、次の年度にはどんなことをやるかということで重点施策というのをつくります。今、ご案内の地方行財政重点施策といいますのは、総務省はもともと自治省と郵政省が一緒になったような省庁ですので、一つ省全体としては総務省の主要施策というものをまとめ、そのうちの自治省分の基本行財政分野については今おっしゃったものがまとまったと、そういうことでございます。

山田委員

それでは、その内容について幾つか聞きます。この中で真の分権型社会の実現に向けた地方財政制度の改革の項、

この中に地方自治制度の弾力化の検討というのが記されています。その内容と意味、またそれらがどう活用されるのかをわかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

(総務) 田中主幹

今お尋ねの部分でございますけれども、地方自治制度の弾力化の検討という項目についてちょっと述べさせていただきますけれども、副知事・助役の役割、名称等について検討するとともに、出納長、収入役、行政委員会等についてもその制度の見直しを検討。また、説明責任の向上、財務運営の効率化等を図るため、予算、契約、財産をはじめとした地方財務会計制度の見直しを検討するという項目が記載されてございます。

山田委員

昨年からいろいろな部分を県、市、こういったところでいろいろな施策がされていると思います。まず、退職金の段階支払とか市の給与の削減、いろいろなことが記されていますが、当市における取組かつ財政再建推進プラン、この中で国からは財政再建プランを弾力化すると言っておりますが、当市のこの第4項の中で国・道などの関係機関への要請をすると。この中で地方行財政の安定化のための要請、それから2番目に地方の自主・自立を促す制度の改正の要請とあります。これについて具体的にわかる範囲でお教えいただきたいと思います。

(財政) 財政課長

今、地方行財政重点施策との関係も含めてちょっと申しますと、地方は、国もそうですが、今の行財政の在り方を国の方でも大きく変えた。地方についても先ほど来示しましたように、地方交付税が減る中で、財源が減る中でどうしたら地方が今後も安定的に行財政運営をできるかということで、地方は我々地方の立場からすれば、国よりももっと切迫して行っていると、そうだと思っております。そういう中で今ある制度、そういうものの中で地方がいろいろ考えた中で支障になる部分、そういうものも出てくると思います。実際は地方自治法をはじめいろいろな法律の定めによって動かなければならないのですが、それが逆に障害になっている、そういうことがたくさん出てくると思うのですが、そういうものについては、今、国と地方の協議の場というものが三位一体を発端として整いました。ですから、今後はこういう制度改正、そういうものについても協議の場を設けるように要請しておりますので、そういう中で地方が本当にやりたいことができるような要請をしていく、そういう必要があるとそう思っております。

山田委員

他の行財政重点施策の中で6番目に地方税財政制度の改革という項目がございます。この中で個人住民税所得の税率をフラット化するとか、こういったような実質具体的な施策があるのですが、当市における、こういうような実際に行われるであろうと考える施策がもしあれば、何かお聞かせいただきたいと思います。

(財政) 財政課長

今、この行財政重点施策の中に盛られているフラット化というのは、まさに三位一体改革の中の税源移譲の形、これが麻生総務大臣が出したプランの中にあるのですが、地方税の税率は今大きく分けて3段階になっておりますが、それを一律10パーセントにしようと、こういうことを書いている。そういうことでございますので、それに基づいて今小樽市がすぐに動く、そういうものではない。

山田委員

わかりました。ますます財政の引き締めがいろいろな施策であると思いますが、今後もよろしく願いいたします。

救急救助について

次に、消防本部に伺います。

救急救助、この項目に関して伺います。119番通報で病院まで搬送されるのに、本当に急ぐ時間、貴重な時間を短縮されることに努められていると思いますが、いわゆるキャピタルケア、この現状について幾つかお教え願

たいと思います。

(消防) 青山主幹

119番通報がございましてから病院に到着するまでの間の対策ということでございますけれども、当市の場合119番の通報がございまして、救急車が現場に到着するまで、平成16年でございますけれども、約7分12秒かかっているというのが現状でございます。それまでの間に消防本部といたしましては、市民の方にまずできる応急処置をしていただき、これに対する救急の講習会なども実施してございます。そして、消防本部といたしましては、救急隊が到着してからは高度な救急救命士による救命処置を施してもらい、そして速やかに医療機関に搬送すると、このようなことを考えてございます。

山田委員

本当に迅速な救急活動をよろしくお願いたします。その中で救急救命士制度、これの充実と効果、いろいろな形で整備されることのなかったその点について、何点かお聞かせ願いたいと思います。

(消防) 青山主幹

救急救命士制度ということでございますけれども、いわゆる病院前救護ということで、救急救命士の処置範囲が拡大されてきているところでございます。まずその第一歩といたしまして、除細動という行為が平成15年4月から、いわゆる指示なし除細動、指示のある除細動から包括的指示下のいわゆる指示なし除細動ができるようになったわけでございます。小樽といたしましては、平成16年4月1日から実施しているというところでございます。

それから、第2といたしまして気管挿管ということがございますけれども、これに関しましては、平成16年7月1日から気管挿管を救急救命士ができるようになったところでございます。これには条件がございまして、救急救命士が60日間の講習を実施して、この講習を終了した者が医療機関で30症例以上の病院実習を実施するという、このような条件がございまして。当市といたしましては、平成16年度から、毎年2名の救急救命士にこの講習を受講させております。既に16年度は2名修了いたしまして、病院実習につきましては平成17年度中に受講、病院実習を実施して、気管挿管につきましては17年度中にスタートできるものと考えております。

最後に、薬剤投与という問題がございまして、これにつきましてはまだ指針が正確には示されておりませんが、約250時間の講習が必要と。そして、さらに国家試験に合格した者というような縛りがあるようでございます。これは国といたしましては、18年4月の実施を目指して現在作成中ということでございます。当市といたしましてもこの国の指針が示されましたならば、早期に実施を目指していきたいと、このように考えております。

山田委員

応急手当、こういう普及、啓発活動について、広報おたるに関していえばどういことが挙げられるのか、ひとつ報告を聞きたいと思います。

(消防) 青山主幹

今、この救急の講習ということでございます。救急の講習につきましては、現在、普通救命講習、一般救急講習、それから毎月第3日曜日を救急ボランティアの日として、いろいろな講習を実施しております。その中で広報おたるなどを通じまして、市民の方にその内容を周知しているところでございます。

山田委員

本当にこういった緊急の場合、一般の人が救急に当たる場合、やはりそういった講習会もこれからはどんどん市民の中に広く周知されることを切に望みます。

消防団の基本的な活動について

続きまして、消防団員について若干聞きます。昨年の新潟・福島豪雨、福井豪雨、各地での台風災害、こういう自然災害において住民の誘導については、避難誘導など地域の中核的な存在になっている消防団について伺います。

これは富山県のある市ですが、今年度から3か年というので、全消防団員161人に普通救命講習を受講させ、救急

患者の救命率向上を目指すこと等を決めたと聞いております。また、先ほど消防署に聞きました自動体外式除細動器(AED)、いわゆる電気ショック、これを一般の方でも一応使えるようになったというふうに聞いております。しかし、人工呼吸にしる、心臓マッサージにしる、やはり一般の方にはなかなかいざというときにはできうことではないと思います。また、面倒なことにはかかわりたくないと避ける人もいると聞いております。消防団の基本的な活動で主なものを、まずお聞かせ願いたいと思います。

(消防)中村主幹

ただいまのご質問でございますが、消防団の基本的な活動といたしましては、大きく警防活動と予防活動という二つに分けております。警防活動では、火災現場における放水活動はもとより、昨年発生しました台風など災害時には、被害状況の調査やパトロールなどを実施しております。また、予防活動といたしましては、各種火災予防運動中の防火パレードや街頭広報を実施し、火災予防の啓発では、昨年の春から女性消防団員を中心といたしましてお年寄りのお宅を訪問して防火指導、いわゆる声かけ運動を実施しているところであります。

また、女性消防団員の教育訓練におきまして消防本部が行う、先ほどから出ておりました救急救命講習の中で、人形を使って人工呼吸や心臓マッサージあるいは止血法などの救急の訓練を実施しているところであります。

山田委員

本当に年々救急車を呼んで救急の活動がますます期待されていると思います。そこで現状に合った施策があれば何かお聞かせ願いたいと思います。

(消防)中村主幹

年々増加する救急に対する施策ということではありますが、消防団といたしましても一人でも多くの消防団員が救急訓練を行いまして、消防団員として救急車の技術向上をこれからも図っていきたいと思っている次第でございます。

山田委員

救急講習会の市民周知について

さらにまた、消防団に聞きます。救命講習を一部ではされているとは思いますが、この市民周知について聞かせてください。また、今後、継続的な取組についてもお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

(消防)青山主幹

今の救急講習会の市民周知という点でございますけれども、委員がご指摘のとおり、平成16年度、7月1日から、一般市民が自動体外式除細動器(AED)を使用することができるようになったわけでございます。これに伴いまして普通救命講習の内容が一部変更されまして、このAEDの治療方法が入ったわけでございます。消防本部といたしましては、今年の4月から普通救命講習の中にこのAEDの使用法を取り入れた講習会を実施していくつもりでございます。この市民周知ということでございますけれども、4月の広報おたるに掲載し、普通救命講習でAEDの使用法を行うということを掲載する。それから救急の講習会をはじめ各種行事等の中で機会あるごとに救急講習会への参加を呼びかけていきたい、このように考えております。

山田委員

消防団の活動範囲、また整備の在り方として、今年1月26日に、総務省の消防庁が取りまとめた制度の多様化を検討するという在り方のところで、実際に本当に消防団が住民のために幅広く参加・活動するとされております。今後ますますそういった活動においては、またいろいろな検討を行って、市民によりよき安全な活動をお願いしたいと思います。

消防長

先ほど山田委員から、病院と消防本部との連携というお話があったかというふうに思います。それで、消防本部、医師会、それから保健所、この三者で定期的に会議を持ちまして、いわゆる消防本部と医療機関との連携、メディ

カルコントロール体制、これの円滑な構築を常日ごろから図っているところでございます。

小前委員

冬期間の火災発生について

引き続き、消防について尋ねます。

今年は雪が多くて寒さも格別で、消火活動は大変だったと思いますけれども、この冬は消防車の出動が例年に比べて非常に多いように思いました。ここ二、三年の火災発生についてお知らせください。

(消防) 予防課長

冬期間の火災発生状況ということですが、最近3年間の12月から3月までの降雪時期の4か月間、この火災発生状況を見ますと、まず平成14年12月から15年3月までの火災件数、これが17件であります。内訳は建物火災が14件、車両火災が2件、それ以外の火災が1件ということになっています。それから、平成15年12月から16年3月末までは24件の火災が発生してございます。内容は建物火災15件、車両火災8件、それ以外の火災が1件。それから、平成16年12月から17年2月末までであります、24件ということで、やはり例年より増加しております。建物火災が19件、車両火災が4件、その他の火災が1件と、このように発生している状況であります。

小前委員

内容はどのようなものが多いのでしょうか。

(消防) 予防課長

この期間の火災の原因ですが、この3年間を見ますと、やはり建物火災になりますが、こんろやたばこといったいわゆるうっかり火災が多く発生しております。また、この時期はストーブをつけたまま部屋をあけたり、長い間火をつけたまま留守にしていると、そんな間の火災も発生しております。

小前委員

それでは、火災防止策に何か考えをお持ちでしょうか。

(消防) 予防課長

火災を防止する対策であります、消防といたしましては、例年12月につきましては年末の繁忙期ということで、歳末特別警戒として街頭広報や車両などでの防火啓発の呼びかけ、また町会等を通じたの回覧などで各家庭へ防火啓発を行っております。また、1月には消防車による火災予防啓発の呼びかけを行ったところであります。また、2月21日から3月20日までは特に焼死者防止強調期間として高齢独居世帯を対象に家庭訪問による火災予防の普及啓発や避難方法などについて指導しているところであります。

小前委員

昨年末の緑町の火災では、91歳の女性が山下部長の多大なご功績のおかげで助かったと聞いておりますけれども、その状況についてもう少し詳しく聞かせてください。

(消防) 予防課長

火災で逃げ遅れたお年寄りの救助活動の表彰についてであります、今言われましたこれは12月29日の朝、8時過ぎに緑町で発生した住宅火災であります。この火災は92歳のひとり暮らしのおばあさんが台所のまきストーブに火をつけたまま、その場を離れた間に火災となりまして、木造の建物が全焼した火災であります。この火災は建物内に煙が充満し、逃げ場を失ったおばあさんを、たまたま付近を通りかかった3人の方が協力して、煙が噴出する窓から救助したものであります。この善行に対し表彰されたものであります、救助に当たった方ではありますが、大学生それから当市の職員、それから会社員、その3人の方々が協力して救助したものであります。

小前委員

ご本人がいらっしゃいますので、ご本人の感想は。

総務部長

感想ということと言われても特に感想はないのですけれども、私はそのときはたまたま大学生の男の子にお手伝いをしたというだけですから、感想といえどとにかくおばあさんが助かったということで、たいへんよかったということでございます。

小前委員

常にご自分で取り組んでおられますので、あっさりなのでございますね。では、2月には住吉神社の境内で雪の中で倒れていたお年寄りが救助されたという話もございませうけれども、こちらはどのような状況でございましたでしょうか。

(消防) 予防課長

住吉神社の境内の事案につきましては、これは2月2日午後2時過ぎに発生した事故であります。この事故は、90歳の男性が日課となっている散歩で神社境内を歩いていたところ、雪道の溝に足をとられ、道路わきの雪の中に半ば逆さま状態で長時間発見されずに埋まっていたものであります。幸いにも付近の駐車場の除雪中の36歳の女性の方が発見して、神社職員の32歳の男性と協力して救助に当たり、通報や毛布で保温するなど手当をしたもので、この方たちの処置がなければ危険な状態だったものと思われた事故であります。

小前委員

住宅用火災警報器の設置について

火災の犠牲者を少なくするために、欧米では1970年代に住宅にも火災報知器の設置が義務化されて、このことによって焼死者は半減したという報告がございませうけれども、日本の義務化の動きはありますでしょうか。また、小樽の動きがあれば、それも一緒に答えていただきたいと思っております。

(消防) 予防課長

住宅用火災警報器の設置についてであります。全国的に火災による死者のうち9割が住宅火災によるものであります。このことからこのたび消防法の改正が図られ、住宅に対しても火災警報器の設置が義務化されることになっております。これはやはり委員が申されましたように、欧米での住宅への設置義務化が死者の減少につながっておりますことを参考にされたと聞いております。

経過につきましては、このたび消防法も改正され、平成18年6月から新築住宅に対して設置が義務化されることになっております。設置基準は、政令に基づいて各市町村の条例で決めることになっております。なお、既存住宅においても、条例で2年から5年の経過措置が設けられることになっております。

それから、本市の状況についてであります。本市においても現在条例化に向けて準備を進めているところであります。設置場所や維持管理方法など細部について現在検討中であります。市民周知のための猶予期間を置くこととなっておりますので、遅くとも今年中に条例化を図りたいと考えております。

小前委員

昨年の救急搬送件数について

次に、昨年の救急出動件数と搬送人員について尋ねます。

(消防) 青山主幹

昨年の救急搬送件数でございますけれども、救急出動件数は6,098件、搬送人員は5,795人でございます。

小前委員

その中で特徴的なものはないでしょうか。

(消防) 青山主幹

特徴といたしましては、65歳以上の高齢者の方の搬送が多く、2,913人で全体の50.3パーセントと半数以上を占めております。事故種別では急病が最も多く3,157人で、全体の54.5パーセントを占めている状況でございます。

小前委員

そのうち重症で、小樽では治療できずに札幌に搬送したような件数がわかれば、教えていただきたいと思います。

(消防) 青山主幹

平成16年中の搬送人員の中で、小樽市内ではなく小樽市外、管外に搬送した件数としましては449人でございます。このうち札幌市内に搬送した方は436人ということでございます。さらにこの中で、小樽市内の病院から札幌市内の病院という転院搬送は218人でございます。

小前委員

医療機関との連携について

救命率の向上のために本年度は救命士による気管挿入がスタートするとも聞いておりますけれども、市内での医療機関との連携がとれているかということも、とても大事なことだと思います。そこで、昨年の小樽市内の医療機関別の搬送件数はいかがでしょうか。

(消防) 青山主幹

医療機関との連携ということでございますけれども、委員がご指摘のとおり救急業務を円滑に実施するためには消防機関と医療機関との連携、いわゆるメディカル構造体制の構築が必要不可欠でございます。当市におきましても先ほど消防長が申し上げましたとおり、消防本部、保健所、医師会で定期的に会議を開催いたしまして、救急業務の円滑な体制構築を図っているところでございます。

医療機関の搬送状況でございますけれども、最も多いのが夜間急病センターで1,306人、全体の22.5パーセントでございます。続いて市立小樽病院851人、次に第二病院591人と、この3病院で全体の約半数ということでございます。残りを協会病院、済生会病院、小樽循環器病院、掖済会病院等の救急病院に搬送していると、このような状況でございます。

小前委員

市立病院に限りますと24.9パーセント、4分の1ぐらいということでしょうか。

(消防) 青山主幹

そのとおりでございます。

小前委員

防犯ブザーについて

では、次に教育委員会に尋ねます。

防犯ベルについて尋ねますけれども、17年度小学生全員に防犯ベルが配られるということですが、中学生に防犯ベルが配られるという予算は160万円よろしいでしょうか。

(教育) 学校教育課長

今議会に教育委員会が示している防犯ブザーの予算については160万円ということでございます。

小前委員

約半分の80万円ぐらいは男子生徒と違って間違いはないでしょうか。

(教育) 学校教育課長

男女同数とすれば大体80万円ぐらいだと思いますけれども、ちょっとその比率についてははっきりはしませんけれども、その前後だと思います。

小前委員

道教委が中学生の男子にも防犯ベルを持たせた例というのは小樽市が初めてというコメントが載っていて、中学生の男子にも防犯ベルが必要なのかなと思うのですが、ここはいかがでしょうか。

(教育) 学校教育課長

私どもで今回小学校、それから中学校で防犯ブザーを持たせるというのは、小樽警察署の事例にもありますけれども、声かけ事犯という形で小学校、それから中学校、高校生にもそういった声をかけられる事例というのがあります。そういったこともありまして、私ども今回、小学校、中学校という形に思っております。

それから、道内でそういう事例があるのかということですが、私どもの調べでは、例えば登別市が中学校 1 年生から 3 年生まで貸与しているとか、室蘭市とか、それから札幌市はモデルですが、芦別市とか、そういった事例はございます。そういう中で私どももやっておりますけれども、今回そういうことで貸与する予定になってございます。

小前委員

では、男子生徒にも防犯ベルが必要と思われるということですか。

(教育) 学校教育課長

男子生徒につきましては、今、私どもの方で、男女を問わず学校に対して防犯ブザーが要る生徒というか、そういう調査をしております。そういう中で学校の方でいろいろ生徒にも確認するかもしれませんが、そういうふうな調査をして必要個数を上げてもらっているという状況でございますので、それによって対応していきたいと思っております。

小前委員

学校給食について

では次に、学校給食について尋ねます。

17年度から市立小樽病院の給食が民営化になりまして、市立病院から給食センターに配属になる調理員は大体何人を予定しておりますか。

(教育) 学校給食課長

樽病から学校給食の新光共同調理場に来る調理員につきましては、5人というふうに聞いております。

小前委員

来年、第二病院も民営化される動きがあるということなのですが、今、新光とオタモイの調理場では何食つくっていらっしゃいますか。

(教育) 学校給食課長

平成16年5月1日現在ということで、オタモイは2,548食、新光調理場は7,017食で、計9,565食となっております。

小前委員

では、それぞれ新光とオタモイで最大つくれる給食数は何食でしょうか。

(教育) 学校給食課長

最大ということですが、いろいろな条件はあるのでしょうか、1かまというか、かまで最大つくった場合なのですが、オタモイが4,200食、新光が8,500食、計1万2,700食となっております。

小前委員

生徒数の分だけ学校給食をつくっていると、減る一方になる現実があると思うのです。それで、今、とても調理員が増えたということから、有効利用をもっと考えるべきではないかと思うのですが、私は昨年12月に一般質問で、給食センターの人が朝夕の食事づくりをして、ひとり暮らしの方たちに宅配を考えるようなことはできませんかという質問に対しまして、市長は調理人が過配にならないようにしますという非常にあっさりしたお答えをいただきましたのですが、学校給食センターで住民のための食事づくりというのはできないような法律が定まっているのでしょうか。

(教育) 学校給食課長

今、小前委員が言われました実際の調理数と最大の調理能力数でいきますと、確かに少子化等もありまして減ってはきています。ただ、その辺でいいますと、当然それに伴いまして調理員も減らしてきている現状ですので、そういう中では過配ということはまだ起こってはいないのですけれども、それとまた、市も今、事務職もそうですけれども、現業職員も退職不補充というのをやっていますので、そういう中ではどちらかという現状では欠員が出ている状態なものですから、決して第二病院から人数が来られても、過配には恐らくならないだろうと。そして、18、19、20年度で調理場のかなりの人数の方が退職されますので、そういう中では過配にはちょっとならないと思っています。

それと、住民の方につくれないような法律があるのかということなのですが、小樽市の学校給食につきましてもは学校給食法という法律の定めがありまして、その定めによりまして学校における教育の目的や目標、その実現とか達成ということで現在行っています。その中で定義づけというのがありまして、法律では、学校給食とは学校における児童又は生徒に対し実施される給食ということになっていますので、そういう意味では地域住民の方に給食を提供するというふうにはなっておりません。

小前委員

でも、2月現在東京都荒川区では65歳以上のひとり暮らしの方が7,800人いるそうです。小樽は1万1,582人もいるのです。荒川区では毎週火曜日、最大20人まで1食300円で高齢者にランチルームに来ていただいて、給食を食べさせるという試みをなさっていらっしゃいます。この目的は自宅に閉じこもりがちなのひとり暮らしのお年寄りを定期的に外出させる機会を増やしてもらうことと、学校給食のバランスのよい食事をしてもらうことが目的とおっしゃいますけれども、学校給食法を柔軟に対応できるということではないのでしょうか。

(教育) 学校給食課長

学校給食も柔軟にできるということなのですが、先ほど言いました法律の趣旨におきましては児童・生徒ということになっていますのと、また小樽市も、これはほかの部でやはり高齢者の方の食事の宅配サービスとかもしておりますので、そういうことも考え合わせますと、なかなか現状ですぐ学校給食で高齢者の方に宅配とかそういうことをやるというのは、ちょっと現状では難しいのかなと思います。

小前委員

難しい問題もあると思いますけれども、需要もあると思いますので、前向きに検討いただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋山委員

財政再建推進プランについて

一番初めに説明がありました財政再建推進プランの中から、簡単に聞きます。

18ページに、財政再建を図るための取組として図が載っております。その中に、現状のままの収支見込みと財政再建推進プランの収支見込みというところでグラフが書かれております。平成19年のところからかなりの差が出ておまして、この差が33.8億円ですか。これを見たときに、ちょっと難しいのかなというふうに感じたのですけれども、この目標を21年、最終年度には単年度収支の黒字化を図りますとしておりますが、この黒字化を目指さなければならない理由とは何なのですか。

(財政) 笠原主幹

黒字化を目指さなければならないその目標なのですが、まず今おっしゃられたとおり、確かに平成19年で30数億円のかい離が生じておりますけれども、このままでずっと赤字という形になって決していいものではありません。

ませんし、したがって、今回の中の上段にあるプランでの収支見込みでは、19年度35億3,000万円と20年度39億9,000万円と、ここまでは確かに赤字傾向が続いていきますが、今後の財政の再建ということを考えますと、この赤字をいつまでもほうっておけませんので、当然この先を見越していきますと黒字転換していかなければならないと。そういうことから、21年度の目標については単年度の収支不足が約28億円弱というのが、19ページの21年度までの収支試算のAの欄に出ていますけれども、この27.9億円というのを解消するためには、28億円の効果をここで上げなければ黒字に転換しないと、そういうような形でこのプランでは収支の見込みを立てています。

秋山委員

その21年度の収支不足額は確かに掲げられていますが、これは18、19、20、21年度を積み上げていったの目標の数だと思います。その表でいけば開き放しの状況。無理して短期間で黒字にしなくても、もう少し緩やかに赤字再建団体にならない程度に、意気込んで無理に目標を掲げなくてもいいのではないかとこのふうにも感じたものですから質問いたしました。かなり厳しい目標だということと、もう一点、19ページで今おっしゃった中身が載っておりますけれども、これをやっていくために18年、19年から改善目標の中にいろいろ出ておりますけれども、人件費の抑制という部分の項目の中に退職者の不補充、それと地域間格差分5パーセントということで、10億3,000万円の赤字を減らすという目標なのですが、この中で人件費の削減というのは挙げていないのですね。16年度には収支試算の主な前提条件として、歳出の人件費の中では17年度のところは5パーセント、18年度は7パーセントという部分を見込んでおりますけれども、19年度からはこの部分はどのようにお考えなのでしょうか。

(財政)笠原主幹

19年度以降の人件費の見込みでございますが、まず一つは、今、委員がおっしゃられました退職者の不補充。収支の今後の見込みの中では、一般の一部技術関係につきましては、補充するという前提での収支の見込みを立てております。それが17ページの現状のままの収支見込みの数字でございます。その部分で退職者を補充しないという前提に立ちまして、その部分の財政効果が出てくると。それが一つ人件費の抑制の中で見込んでおります。

もう一つは、今、16年度、17年度、18年度と職員の給与、独自削減を実施しておりますが、それをこの段階ではこの中に表示がないというお話ではあるのですけれども、ただ職員組合との関係でも一応3年間の人件費の削減、ここについては既に組合の方にも提案して、それに基づいた18年までの見込みを立てております。

ただ、19年度以降は、現状でいきますと、その給与の独自削減というのは、冒頭申し上げましたとおり、そこでは復元するという前提でのこの収支見込みとしては給与の独自削減はしておりません。ただ、今、国家公務員の給与の在り方とか、そういう部分の中で官民の給与格差分、これが約5パーセントございますので、こういう部分については国家公務員に準拠している小樽市の職員給与を考えますと、こういうように5パーセントの削減、5パーセント分のマイナスといいますか、そういう部分は出てくるだろうということで、その5パーセント相当は地域間格差ということで、職員給与の削減はこの中では考えておりません。

秋山委員

その5パーセントは、わからないものですから尋ねたいのですけれども、この地域間格差の5パーセント復元というのは、今の段階での皆さんの給与を5パーセント削減している、これと金額は該当するのですか。

(財政)笠原主幹

ベースになる職員の人数とか、そういう部分はもちろん異なってきますし、また各職員昇給等もございますので、そういうのはありますけれども、おおむね1パーセント、一般会計ベースでいきますと約1億円程度というふうにやりますので、そういう部分で考慮しております。

秋山委員

本当にそういうふうにやっていただいて、給与をカットされるというのは大変な負担かなというのは重々わかりますが、この19年度だけの推進プランとそのまま赤字が減っていくというこの33.8億円を埋めるというのは、これ

までもいろいろな部分で努力して、現在、よほど大胆な構造改革というか、政策の見直しを考えない限り、不可能に近いのではないだろうかというふうに感じて見ておりました。それで、国としても19年度以降、年金とか保険、また介護等社会保障の部分で消費税うんぬんというような声もささやかれている中で、絶対未来は明るくない。そういう中で厳しい黒字への転換を目標にした推進プランというのは難しいものだな、大変だろうなというふうに感じたもので、尋ねました。

20ページの中で、公平で適正な負担の在り方という部分も挙げられておまして、その中で減免制度の見直しもまたと、こうなったときにやはり市民にとって、かなりの部分で負担が重くのしかかってくるものかというふうに感じます。これから秋に向かってこういうことは検討されるのかと思いますけれども、無理な、高いといたら怒られますけれども、計画、要するにもっと緩やかに10年めでもいいののだろうか、何で5年間なのかなというふうに感じたものですから、尋ねました。この件に関していかがなものでしょうか。

(財政) 齋藤副参事

ただいまの全般的な位置づけ、今後の目標というか、無理があるのではないかと、このような観点からいろいろお話がございました。先ほど主幹の方から話をいたしました、このグラフで申し上げますと、これは大体私どもの方も40億円ぐらいの累積赤字のベースにしなければ、ちょっとしたことで一気に赤字再建団体に転落するおそれがあるので、それをできるだけ早めにブロックしたいと、こういう思いがまず一つあったということでございます。

それからもう一つ、21年度に黒字化を図るということですが、この累積赤字が単年度で黒字にしないと、ますます赤字がふえる、このような事情もありますので、累積赤字の40億円、それを5年間でひとつ正常に今回戻すというプランです。

それから、もう少しなだらかにというお話もございましたが、今回の計画でも、先ほど秋山委員からもお話がありましたとおり、三位一体改革、税源移譲とか、あるいは国庫補助負担金の改革、さらには地方交付税、特交等の改革も今後あるということです。あまりに不確定要素が多くて、例えば10年計画としてもなかなかかえって目標を持ちづらいのではないかと、このような思いもまたあるわけであります。

そういう中で、先ほど財政部長も申し上げましたが、新たな制度の絡みとか、そういった部分につきましては、この時点時点でまたこの収支見直しを見直しながら、財政再建団体への転落はあくまでも回避する、こういう考え方で臨んでいきたいということであります。

それから、先ほど私どもの方で、20ページに取組項目の中での挙げてございますけれども、確かに今まで人件費の抑制あるいは事務事業の見直し、あるいは使用料・手数料の改定等々、いろいろ市民の方々の負担もお願いしてきたというのも事実でございます。ただ、こういった非常に厳しい財政再建団体の転落がもう目の前と、こういうような状況でございますので、20ページに掲げてありますこういった視点で今までもやってございましたけれども、さらに中身の施設の在り方、あるいは事業の在り方、費用対効果が本当にいいのか、それから制度化が始まって長いものについては、当初は確かに必要性があったかと思えますけれども、本当に今こういった状況の中で必要なのか、こういったあたりまで掘り下げて、ぜひとも何とか財政再建団体への転落を避けてまいりたいと、このような考えであります。

秋山委員

私も大変な決意で臨まれる姿勢を尊重いたしまして、頑張っていたきたいというふうに感じます。

福利厚生会について

それで、市民もかなりいろいろな部分で敏感になっておまして、皆様も見たかと思えますけれども、3月8日付けで、市職員の福利厚生会に公費補助の問題が出ておりました。正直言いまして、私もばつと中身は読まないで、小樽は0.2というパーセントだから、まあまあそこそこという思いでぼんと置いておいたのですけれども、やはり市民は即座に、600万円もとんでもないという声がありまして、いったいどういうところに使われているのだとい

う質問が参りました。中身はあまり詳しくないものですから、きちんと説明願います。

(総務)職員課長

福利厚生会ですけれども、ご承知のとおり小樽市役所の職員が構成している、職員の厚生に係る部分を自分たちでいいますか、職員がみずからやっていくことで、理事長は助役がやっております。当然各課に理事がいて、その会費をもって運営していく組織でございます。

基本的に事業費、16年度予算で申し上げますと5,700万円ぐらいの事業をしております。この中で大きいものとしては、例えば給付金です。結婚祝い等々あるのですけれども、この部分がいわゆる職員の恒常的な部分かというふうに考えています。そのほかに厚生関係として文化体育奨励ということで、市役所内にある各部のクラブがあるのですけれども、その助成、それから各種大会に参加するときの助成関係をここでやっております。そのほかにレクリエーション費ということで、スポーツ関係の大会とかボウリング大会等もその中で実施しております。そのほかに保険雇用助成ということで宿泊助成、それから脳ドックの関係の助成等々をやってございます。そのほかに福利施設ということで、現在は職員会館はないのですけれども、売店とか理髪とか食堂とか、そういうものをその厚生会の方でやっているという形になるのです。総額で、先ほど言いましたとおり5,700万円でございます。

あと収入の方なのですが、会費収入、これは給料の1,000分の4をいただいております、大体この収入で2,000万円ぐらい、それと市の交付金が16年度でいくと600万円、それ以外実際に福利厚生会の団体扱いの方で民間の保険の扱い手数料、その収入をもって、足りない部分に充てている状況です。

秋山委員

さっき慌てて条例を見てみたのですけれども、市長が前条の事業に要する費用を予算の範囲内において福利厚生会に交付することができるということで、条例ではうたわれておまして、ただ、先ほど言いましたように財政の厳しくなっている中でどうだろうという思いと、会社でもこれはある程度税金の控除にもなりますし、認められて働いている人に対する権利でもあるのですけれども、今後こういう部分まで見込む気持ちがあるのかどうかというところだけ聞きたいと思います。

(総務)職員課長

もともと地方公務員法第42条の中で、地方公共団体は職員の保健、元気回復その他厚生に係る事項を実施しなければならないという部分がございます。その部分について福利厚生会の方に委託する関係で成り立ってまして、例えば交付金の話なのですけれども、確かに平成8年までは大体1,600万円ぐらいの交付を受けておりました。それ以降、いわゆる健全化、行革の関係もございまして、1,200万、1,000万円、800万円、600万円ということで、800万円から600万円につきましては職員会館を閉鎖した関係で、その交付金を200万円、運営費の方で、大体維持費で600万円ぐらいかかっていたのですけれども、そのうち200万円を交付金でいただいております。それを閉鎖に伴って200万円減になって600万円になりました。17年度の予定については、さらに今回行革ということでこちらの健全化も含めてですけれども、さらに500万円になったのです。

今後の見通しについては、例えば他都市の例を挙げると、大体他都市は会費と交付金の割合について1対1ということでやっているところが多くなっています。小樽市の場合は500万円と2,000万円ですから、1対4という形になるので、地方公共団体同士比べてもあれかなと思いますけれども、現実的にはそのようになっているということでご理解をいただきたいと思います。

秋山委員

今後もということでは。

(財政)財政課長

今、職員課長から話がありましたが、我々も今までやっていた健全化計画の中でも各種の補助金については、削減をさせていただきました。それで、今、職員課長が言った数字とちょっと合わせてみますと、今のベースが500

万円、平成 8 年は 1,600 万円。これ大体 3 割ぐらいになっております。ほかの補助金はどうかといいますと、平成 8 年、9 年に仮に 1,000 万円の場合は、今のベースでいうと 500 万円というようなことで半分になっているわけがございます。今年の予算をつくる時に一般の補助金の削減率よりも市の福利厚生会の削減率は上回るのだ、そういう形でつくったものでございます。今後についても、見直したときにはそういう観点も入ってくる、こう思っております。

秋山委員

ラウンド制と 1 日制の違いについて

今回のパークゴルフの陳情が出てきている中で、ちょっとわからないものですから尋ねたいことがありまして、実は使用料・手数料の改正に関しては、去年の第 4 回定例会でやはりこういう財政難の折、応分の負担はやむをえないという立場から賛成いたしました。今回この陳情を見えますと、一括せよという内容なものですから、ちょっと立場的に理解ができなくて、もう一回ラウンド制と 1 日制でどのように違うのかという部分と、不正その他トラブルも多く見られるというような内容にもなっておりますが、どういうことがトラブルに通じるのかという部分で尋ねます。

(教育)生涯スポーツ課長

ラウンド制と 1 日制の違いでございますが、まずラウンド制の場合ですと、18ホール 1 回回って 1 ラウンド分の料金を支払うという制度でございます。1 日制といいますのは、入場してから退場まで 1 日そのコース内にいて、何ラウンドやっても結構ということで、1 日分の料金をいただくという違いでございます。

それから、不正、トラブル等で考えられる部分としましては、ラウンド制にしたときに 1 ラウンド分の料金しか支払わないのに、2 ラウンド、3 ラウンドと回るような方が出るのではないかとというようなことが予想されるということのご心配と思います。

秋山委員

その使用料金収入として、どのくらいこのラウンド制と日額制で差額があったのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

16年度ですが、日額制で実施しておりまして、このときの収入としましては約 450 万円の使用料金収入がございます。これに対して、17年度新年度予算でラウンド制にした場合の積算としましては、690 万円弱というように試算しております。

秋山委員

それは第 4 回定例会でこれが通ります、条例化するのは 4 月 1 日からと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

条例の施行につきましては 12 月 30 日に公布されまして、17 年 4 月 1 日からの施行というようになってございます。

秋山委員

わかりました。よくもう一回読ませていただいて、考えてみたいと思います。

児童虐待について

最後にもう一点、教育委員会の方にお願いたしますが、去年の第 4 回定例会の一般質問で虐待についての質問を繰り返しました。そのときの内容といたしましては、ほとんど行政側の虐待に対する防止策という観点での質問だったのですが、児童虐待というのはそもそも何かという、問題ですが、要するに保護者、親権を行う者が未成年後見者、その他の者で児童を親に監護する者が、その監護をする児童 18 歳未満に対して四つの行為をしてはならないということで、身体虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待、そして第三者の何人も児童に対して虐待をしてはならないという行為だったのですが、制度側に対しての質問だったのです。でも、子どもの

側にしてみれば、何が虐待なのかということさえ理解をしづらいのではないだろうかというふうに考えまして、現在子ども側の側から考えたときに、どのような形でこの児童虐待を教えているのかという部分をまず尋ねたいと思います。

(教育)指導室長

学校における児童虐待にかかわる取組ということでのご質問かと思いますが、まずもって教員は児童虐待を発見しやすい立場ということから、いわゆる防止法も改正されましたので、やはり依然としてとうとい命が奪われているという痛ましい事件も報道されてございますから、やはりまず第一は教員への啓発と、そして早期発見ということで、私どももそのための資料を配布しているところでございます。児童に対しましては、今、委員がご指摘の四つの行為について、実はどのような行為か、詳細にわたって小樽市教育委員会が子どもたち向けの資料を配っているという状況にはございません。

秋山委員

私は小さいときからおとなしくなかったものですから、今であれば、虐待に通じる育て方をされてきたのではと思いますけれども、それでよかった時代なものですから、曲がりもせずに育ったというふうに思っておりますけれども、今は子どもを養育するというのと虐待、親自体がわからない人が増えてきているのかなということで、子どもはどんな立場でも親はもう親なのです。要するに私なんかからすれば、自分の生んだ子を平気で殺すという事件など信じられないことがたくさん起きている。親なのにと思うのだけれども、邪魔なのです。それでも親を慕う子どもの気持ちというのは、どんなにいじめられてもついていく、涙ながらむなしい状態。これはある市でつくった本当にお金のかからない、子どもに虐待してどういうものだろう、低学年、高学年、そして中学生向きにつくったものなのですけれども、要するにこういうことが虐待なのだということを教えたものなのです。これをもって、今日はどうしてお兄ちゃんご飯食べているのに私は食べさせてもらえないのだろう、それが虐待なのだという意識づけをされるという部分でいいと感じたものですから、こういう形で子どもに教えるというのもどうかと思ったもので、今聞いたのですが。

(教育)指導室長

今、ご提案いただいた内容でございますが、特に私ども子どもたちにはいじめとかにかかわりまして啓発の資料を配ってございます。同様に同じような内容でもって、例えば児童虐待に係るし、今のような四つの内容について啓発をしていくということについては、どのような表現がいいのかはさておきましても、いじめの発見の中でも特に友だちから担任の耳に入るとかと同様に、今、委員がご指摘の場合は自分が虐待を受けているかどうかということでございますが、子どもたち同士が例えば ちゃんは昨日ご飯食べていないよとか、何か最近体に傷があるみたいだよとか、そういうような意味での啓発といえますか、そういうところの効果も期待できる場所がありますので、じゅうぶん私ども研究し、また委員お持ちの資料も見せていただければ、私どもできる限りの対応をしてみたいというふうに考えてございます。

秋山委員

要するに周りを見渡しても子どもの数がどんどん減っていくという中で、何とか健全な育成、小樽市のためにすばらしい子どもたちを育ててまいりたいという観点から質問させていただきました。これを活用していただければたいへんありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 14 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

佐々木（勝）委員

今回は広く浅くということでやりますので、よろしくをお願いします。

事業の選択・厳選について

まず最初に、さっきの財政再建推進プランの関係で報告を受けて、20ページの今後の取組の項目。事業評価システムのところ、そこを気になりながらずっと聞いていたのですが、ここの中で20ページの、特に行財政システムの改革と銘打っております中で「事業の厳選など」とこういうふうに書いていますね。私も教育現場にいたころには、教育内容を精選という言葉を使うのですけれども、ここでは厳選という言葉を使っていると。その横並びには事業評価システムの確立と、それで事業の選択・厳選、こういうくだりがありますね。私が気にしているところは、この取組方というのは、結果的には最初の1ページにあるところの必要性や効果を含めて検証するというところに具体的になってくると思うのです。こここのところの部分について説明をいただきたい。

（財政）笠原主幹

事業の厳選等ということについてでございますけれども、先ほど委員がおっしゃられたとおりプランの1ページ、この中の基本方針といたしまして四つ掲げておりますが、この中の三つ目のところに今おっしゃられたことが書かれています。健全化の取組、これまでやってきましたけれども、そういうものを踏まえてさらに事務事業の見直しを進めていかなければならないというのが一つあります。

もう一つは、その必要性や効果を検証しますということで、先ほど副参事の答弁にもありましたけれども、事業の必要性や効果を見極めた上で事業を進めていかなければならないというふうに考えておりますので、こういう項目を掲げております。

事業の厳選という言葉でここを取組項目の方では表しておりますけれども、やはりいろいろな事業をやっていく上では、今も申しましたけれども、そういういろいろな視点からの必要性、効果、そういうものは見極めて、事業の統廃合も含めた形でやっていかなければならないとは思っております。その一つの手法としてはここに記載していますが、評価システムとか、こういうものを活用しながら、例えば一つの事業をやるにおいても、ある一定の期間がたったらやめるというのも一つの選択だと思いますし、そういうことをシステムを確立した形でさまざまな事業を展開していかなければならないのかというふうには思っております。

佐々木（勝）委員

それで、全部で事業はいくらあるのですか。

（財政）財政課長

大体一般会計でいいますと、少し切っていきまして、今1,800ぐらいです。

佐々木（勝）委員

そういうことも含めて一つずつ減っていくとこういうことの意味はどうかと。こういう点で今、話の中に厳選というか、私は物によっては政策の転換、政策評価までいかないとならないのではないかという感じはするのです。1,800もあるのに、こういう効果があるかと、いろいろやった結果、政策評価も含めて、そして思いきった改革をしないと、この波は乗り切っていけないのではないかという感想を持っておりますから、すぐれて評価システムはそこまできちんと意識を働かせていい結果をとというふうにするのですけれども。

財政部長

基本的には、小樽市は総合計画が今動いているものがございます。今も30の実施計画にのっとり事業を進めて

いるわけでございます。ですから、ここにあります事業についての評価システムというものは、ここの中できちんと検証したい。方法の議論の中で、その程度で動いていっての政策というのはあるわけですから、ここまでのかどうか、それは今後の議論の経過を待たなければなりませんけれども、私どもの段階ではまずそこまでは、政策の変更まで歩み寄るのかどうかということまでは考えております。

佐々木（勝）委員

また、さらに詰めていく中で、また次回にしたいと思います。

次に、商業の関連で国際交流の関係を 2 点ほど。

外国観光船の入港状況について

一つは、従来外国観光船の入港状況ということで、平成 15 年度事務執行状況の説明等を見ますと、この中に、15 年度は入港数が 146 隻、乗客数が 2,137 人、うちロシア観光船が 96 隻の 1,589 人と、こういう実績が記載されていますけれども、今 3 月ですけれども、この 16 年度はどういう傾向にあるのか。それから、うちロシア船の観光割当て、そのほかの国との観光が必要ではないかと思うので、それも含めて伺います。

（総務）秘書課長

今年度の傾向でございますけれども、隻数から申しますと、ここには今、委員もおっしゃいましたように、圧倒的にロシア船関係が多いのですけれども、客船タイプのものもカウントしていますけれども、全体とすれば、やはり経済状況もあって隻数的には落ちる傾向にございます。細かな数字集計ができていないので恐縮でございますが、傾向から申し上げますとそういうことです。

それから、乗客の数から申しますと、平成 16 年 6 月からホルムスク、サハリンとの間で月 1 回の客船の運航が始まっておりますので、月 1 回ですから延べにして隻数は大したことはありませんけれども、ただ乗客数とすれば数十人から百人単位で乗っているということがありますので、観光客の乗客数とすれば伸びる傾向にあるのかなというふうに考えています。

佐々木（勝）委員

今年度は直接には関係ないと思いますので、ソーラス条約の関係の影響あるやなしやということに対して。それから、昨年は入港手続にいろいろと戸惑ってトラブルがあるということがあったわけですけれども、この外国船の観光入港にかかわっては、スムーズにいつているのか、問題点があるのか、ソーラス条約との関係ではどうでしたか。

（総務）秘書課長

まず、ソーラス条約の関係は所管が港湾部で、私は聞き取りの範囲でございますけれども、客船の接岸ないしその後の対応に関しては、あのようにフェンスができたことによって、そのこと自体はさほど問題がないというふうに聞いてございます。確かに入港手続で当初たいへんトラブルがあったというふうに聞いておりますけれども、その辺は入管との協議の中で、中央ふ頭にあります船客待合所ですけれども、あの辺のところを使うなりということで、相当数改善されてきているというふうには考えております。

佐々木（勝）委員

国際交流ボランティア登録制度について

もう一点は、国際交流ボランティアの登録制度について、私もじゅうぶん承知していないものですから、説明願います。

（総務）秘書課長

これは平成 11 年度から立ち上げた制度でございますけれども、市が中心となります国際交流のいろいろな活動をしていくときに、市民の方のご協力とある意味ご参加をいただきたいという趣旨と、それから青少年を中心といたしまして市民の方にも国際感覚を持っていただくといいますが、国際理解も深めていただくと、このようなことを

目的として市民の方にボランティアで手伝っていただきたいということで立ち上げた制度でございます。中身的には通訳とか翻訳をお願いする部分と、外国のお客様が来たときにホームステイを受けていただくホストファミリーになっていただく、この二つに分かれています。

佐々木（勝）委員

そうすると、今の話ですと翻訳の関係、それからホームステイの関係と、こう言いますけれども、実態数といいますが、それをわかれば。

（総務）秘書課長

通訳・翻訳の関係は15年度の事務執行状況の段階では54人の登録をいただいております。それから、ホームステイは21家庭に登録いただいております。当初11年度に立ち上げたときから見れば、徐々にその時々で登録の方は増えてきていたのですが、つい最近、昨年末からですが、一部最初に登録された方でも、もうご事情によってできなくなっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、再度調査をさせていただきました。その関係でいいますと、現在のところ通訳・翻訳関係ですと25人といえますから、去年からいうと実態は半分ぐらいになります。それとホームステイの登録のご家庭についても10人ということで、これも半分強ぐらいに実態としては減っているのが現状でございます。

佐々木（勝）委員

ホームステイの関係は、広報とか市民周知の関係というのはきっとあつたらうというふうに私も思うのですが、それらを含めて今後の展開といえますか、このホームステイの登録の関係というのは、ちょっと落ちていくよね。この事業そのものはなくなっていくのですか。

（総務）秘書課長

残念ながらちょっと確認させていただきましたら、受けていただく人なりご家庭は減りましたけれども、これからの国際交流を考えるとというときに、やはりこれは市民の皆様のご協力というのは欠かせないというふうに思っておりますので、どのような形がいいかは、再度手法を考えまして、市民の方にもまたご協力いただくことをお願いしていきたいというふうに思っています。

現在、外国から来られる使節団とかお客様の対応を考えますと、この程度の方にご協力いただければ今のところは間に合うのですが、すべての家庭がすべてのこの需要のあるときに対応していただけるかどうかはわかりませんので、その辺につきましては再度何かしらの形で協力を呼びかけていきたいというふうには思っております。

佐々木（勝）委員

福祉コミュニティ都市推進事業について

この次は企画の方で、最初にこういう聞き方をしているかどうか。今回、予算の中にも出ていましたけれども、福祉コミュニティの関係なのです。福祉コミュニティの都市推進事業ということで立ち上げているということで話があって、まずこれが企画政策室で担当するというふうに、表題からすれば福祉コミュニティ都市推進事業ということで、尾道市の関係という都市間交流と、こういう全く似ているというところでしょうか、この事業のいわゆる内容と企画が半分というふうになったことについてお知らせください。

（総務）企画政策室東田主幹

事業の内容につきましては、要するに福祉コミュニティとついていますので、福祉という観点で物事を考えているのではなくて、どちらかというと、片仮名の方のコミュニティという方が非常に重いということでございます。

細かく説明しますと、要するに交流とか協働とか世代間交流、それから支え合いとか生きがいなどの創造です。それとか、これは年齢に関係なく社会参画意識の醸成というものを、それとそれらを考えるときの自発性の醸成というか、そういうものをさまざまな観点から、この事業を通して市民みずからが作り上げていくことはできないのだろうか。それがひいては最後にそういうコミュニティ都市の都市という部分に結びついて、まちづくりがで

きないのかというのが一つの観点でございます。

そもそもこれは平成15年度にさかのぼるわけですがけれども、15年度に「都市再生モデル事業」と称して、新都市軸を活用したまちづくりというのをやりました。それは当時企画部と建設部とがタッグを組んでやっていたわけですがけれども、その流れから、平成16年度も都市再生モデル事業にこの福祉コミュニティ都市推進事業というのを提案いたしました。残念ながら採択はされなかったわけですがけれども、採択されなかったからやめるということではなくて、もともと市長の方針だった、高齢者が元気に暮らせる施策というものの位置づけから、これを引き続き元気に暮らせるまちづくりプロジェクトとして進めてきた中で、今回のような平成17年度のメインになって、企画政策室が今までも庁内連携をしてきたわけですがけれども、引き続き庁内調整を含めて我々の政策室が責任を持って進めさせていただくということにしたということでございます。

佐々木（勝）委員

これは単年度の取組ですか、今後の展開はどうなるのですか。

（総務）企画政策室東田主幹

180万円の予算がついたわけですがけれども、もっと具体的に申し上げますと、17年度予算の中で産業会館の空きスペースを拠点に市民の皆さんが集って、市民提案型の施策を進めていく。その提案型予算として、従前あまり市役所にはなかったと思いますけれども、消耗品とか何費とかという科目のついていない100万円の予算を持っています。ですから、市民が例えば小さい部分を積み上げていって、これをやってみようということであれば、そういう様子をごらんになって、やってみるということであれば、予算をそこへ工面をしていって実験をする。すなわち社会実験として、まず1年やってみましょうと。ですから、今後の展開としてはそういう自発性のある、もしくは有効性が高いものというのが生まれた場合については、引き続き予算は別としても事業としては残していきたいというふうに考えております。

佐々木（勝）委員

そういう経過をたどっているということわかりました。

人口対策について

もう一つ、これは今度は企画部門の中で人口対策の関係です。この間、住宅マスタープランでは、向こう10年後にはもう12万人を切ったところまで落ち込むというか、人口は推移すると、こういうふうに言われているのです。そこそこみんな数字の吐き出しというのは、21世紀プランでは16万キープと、これに近づけようということで、それを見直しをかけてまたやると、こういうことでその話は展開するわけですがけれども、この企画が担当している人口対策関連事業の進行管理という名称がついているわけですがけれども、ここが行っている仕事の内容を知らせてください。

（総務）企画政策室藤井主幹

事務執行状況といいますと、人口対策の人口統計の分析とか進行管理の部分について、もう少し具体的な中身を示せというご質問かと思いますがけれども、人口統計の分析というところの部分は市民部とか、保健所とか、統計担当の部署でいろいろなデータを日々集めていますので、そういう部分を私ども企画政策室の方で集約して、人口の動向を把握しております。このため、住宅マスタープランのように、将来的な人口の推計を企画政策室でやっているということではないのです。

あともう一つの人口対策関連事業の進行管理という部分は、先ほども財政課長が申し上げましたけれども、毎年度の約1,800とか2,000とかという事業がありますけれども、その中で人口対策の関連の事業をピックアップしましてまとめています。ですから予算の事業を毎年度選択して、市としての事業づけとしてどういう方向づけをするとかの段階までには至っておりません。

佐々木（勝）委員

そうすると、各部において、関連における人口の対策、これがプランができて、それぞれが形になってこういふふうになってきた。ここのところはこれからの制度に掲げるといふわけでないですけれども、自治体として統一化して計数化したというのが、そういうものもつくり上げていくといふか、いっているのでしょうか。

（総務）企画政策室藤井主幹

将来的な人口の推計の部分というのは、企画政策室の方では、毎年度少なくとも事務レベルであっても基本的にやっている実態はないのです。あくまでも総合計画とか、そういう大きな長期計画を立てようというときには、もちろん人口の推移、これまでの推移、今後の推移はどうなるかというのが非常に大きな要素になるものですから、これはもうやらざるをえないし、やっていかなければならないということで、そういう節目に際しては企画が所管する部分についてはやっていくという形にはなりますが、国の人口問題研究所のデータを順に追って毎年度人口推計をしているというような形にはなっておりませんし、それを私どもで毎年やるというのは、専門性もあるものですからちょっと難しい部分があるのかなと考えており、推計は節目節目の中でやっていきたいということで考えております。

佐々木（勝）委員

さっき話には出しましたけれども、関連事業のまとめという部分についてはまとめる気はありますか。

（総務）企画政策室藤井主幹

予算事業の中での人口関連の対策の部分については毎年度やってございますので、それは全部データとしてやっていますので、ある程度5年なり10年なりのスパンの中で見ると、また新施策としての効果や大きな流れも見えてくると思いますので、これは今後も続けていきたいと考えております。

佐々木（勝）委員

それでは次に、教育の関係のところに行きます。

学校給食の器具について

一つは学校給食の関係で、これまで器具の整備について、17年度で米飯給食の食器が全部改善することになるというのはお知らせが来ていますけれども、これはいつから立ち上げて、いつで終わって、完全に改善されるというふうに動いていますか。

（教育）学校給食課長

学校給食の米飯の磁器食器の変更なのですけれども、これは14年度に中学校が一斉開始しまして、15年度小学校500、それから16年度500という計画的にやっていたのですけれども、17年度で残り全部の小学校、2学期より変更いたします。

佐々木（勝）委員

私も前に先割れスプーンの話をちょっと出した経過もあるけれども、もう今は先割れスプーンを使っていない。ただ、同じ米飯とめん類と、それからパン、こういう区分けをしていますよね。現場の方からは現在どのような声が上がっていますか。

先割れスプーンがいつとずっとあったでしょう。その先割れスプーンはなくなりましたね。それにかわってのはしが使われるでしょう。現在、はしというのは備えつけていないのですよね。それにかわるものというので、この先割れスプーンがある。現在ははしと、それからスプーンと、そういう状況なのでしょう。はしは実際に備えつけてなくて、家庭から持ってくる状況というふうには押さえているけれども、だからよく先割れスプーンフォークの部分とか、こういうふうな食事に応じた食べ方ができるようなものというのは、どうなのかということなのです。その辺はどうですか。

(教育) 学校給食課長

学校現場からの意見等につきましては、担当者会議というのが各小中学校の学校給食担当の方が来て、ただいまそういう会議は毎月やっておりますけれども、今のところ先割れスプーンにかわるものとしての何かをとということでは要望等ももらっているものはないと。はしにつきましては一応備えつけではないのですが、常時こちらから出すということはちょっと洗浄とかそういう関係でできませんので、そういうところはお願したいということで、現在、器具等で強く要望等があるというは伺っておりません。

佐々木(勝)委員

当然学校給食の関係では、給食器具の観点で声があったということは一区切りですね。予算の関係がいろいろあると思うけれども、学校給食の器具の改善ということは、それはやはり求められていると思うので、今、担当の方で課題となっているというか、この点に手をつけてみたいというような点があったら、それを伺いたいと思います。

(教育) 学校給食課長

今、委員のおっしゃるとおり、17年度で磁器食器が全部終わりました、次にということなのですが、確かに財政的な状況もありますので、例えばそれをすぐまた何かというのはありませんというか、すぐ出してすぐできるというものではないのですが、ただ今、私個人でいえば温かいものは温かく、それと冷たいものは冷たく出せるようなことをちょっと対応したいとは思っております。ただ、それをすぐにできるという約束は全然できませんけれども、そのようには考えております。

佐々木(勝)委員

現場では自校給食でないわけで、搬送してくる関係でぬるくなっているのですね。食べづらいというわけではないとふうに思うけれども、今、担当の方から言うように、やはりできる場所があれば、そういうように食缶というか、その部分も改良を加えることができるといふふうに受け止めますけれども、金がないとはっきり言う部分がありますけれども、その辺のところは受け止めます。

学級閉鎖・学校閉鎖について

インフルエンザによる学校の影響と伺いますか、この点で聞きます。まず、インフルエンザの現地調査、学校の実態について。

(教育) 学校教育課長

今年のインフルエンザにつきましてはやはり大流行という形で、学級数をちょっとお知らせいたしますと、今年には小学校では165学級ございます。中学校は少なくとも14学級でございます。ちなみに昨年は小学校は25学級、中学校は27学級という形で、中学校の方は少なくなっていますけれども、小学校の方はかなり多くなっているという形でございます。トータルにしますと15年度は全部で52学級でございますし、16年度につきましては179学級という形になっております。

佐々木(勝)委員

今、中には学校閉鎖まで行っているところもあるというふうに伝わってくるのですが、学校閉鎖を行ったところ、それはわかりますか。

(教育) 学校教育課長

学校閉鎖を行った学校というのは、個々の学校についてはつかんではございませんでしたけれども、その中に当然含まれてきております。何校かあるというふうには伺っております。

佐々木(勝)委員

一回治ったと、こういうことだけれども、ぶり返してまた閉鎖をする、こういう実態もあるやに聞いておりますけれども、そういう実態は。

(教育) 学校教育課長

確かに繰り返しインフルエンザで閉鎖になる学校というのはございます。今年の特徴としては、やはり銭函方面とか朝里方面から徐々に中央部の方に来ました。また、朝里方面の学校が学級閉鎖になる、そういう状況が続いたケースはございます。

佐々木(勝)委員

流れからすれば、普通なら1月、2月で終わるのだけれども、それが2月、3月に影響してきているという、いろいろな行事に影響があるというふうには受け止めるのですけれども、そういう意味でインフルエンザによる学校の影響といたしますか、そういうものがあるやなしや、どうでしょうか。

(教育) 学校教育課長

2月はやはり非常に多くて、例えば1日に12校の学校が学級閉鎖になったケースもございました。また、3月に入って、この段階に来ますと、15日現在ですと2校だけの学級閉鎖というような形で、徐々におさまってはきてございます。そういう中では、学校側のそういった影響といったものについては報告は特段受けてございません。

佐々木(勝)委員

ただ、まもなく卒業式ですね。準備の方とか、そういうようなことがある程度整う時期です。そういう日常教育活動というか、そういうところにもしわ寄せが来るかなというふうに思うのだけれども、やはりこの風邪対策で一番大事なのは、何だかんだ言ってもやはり治しきらなければならないということだと思のです。そういう点では、教育委員会の方から学校側にどんな指導をしていますか。

(教育) 学校教育課長

私の方からはとりあえずインフルエンザとか、そういったものにかかった、休んだ率は大体2割ぐらいになると学級閉鎖ということも視野に入れて、学校医と相談をしています。その学校医と相談した中で、例えば日数とか、そういったものを決めていくという形になります。大体1日で終わるところもありまして、私どもの中では、最大例えば火曜日から金曜日まで休むというケースはございますから、1日から4日の間でそういった学級を閉鎖して治していくという形になってございます。

佐々木(勝)委員

シックスクールについて

関連して、今、インフルエンザと学校の関係というのはそういうふうになっています。もう一つ前から声が上がっていたいわゆるシックスクールの関係。学校の冬対策における指導の展開ということで、とにかく換気をよくすると。冬の範囲で換気をよくするというはいろいろとあるのだけれども、このシックスクールの関係においては、どういうふうに把握していますか。

(教育) 学校教育課長

シックスクールについては、以前の議会でも佐々木勝利委員からご質問がございましたように、冬場の対策はどうするのだという形でお話をされました。冬については休み時間とか、そういうときに廊下側のドアをあけるとか、教室の窓をあけるとかという形でできないかということで、学校医が指導しているところであります。学校に確認をしたところ、すべての学校ではございませんけれども、朝、始業時間に、それについては窓をあけたりして、とりあえず換気をしているというような状況でございますし、その状態に応じて窓をあける場合もありますけれども、朝の始業時間にとりあえずあけているという状況になってございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、インフルエンザの関係とシックスクールの関係というのは難しいけれども、子供ですから、風邪の症状と一方においてはシックスクールの関係も配慮するという形で、学校の方に指導するということも必要かと思います。それは学校の方でもいま一つ問題になっている部分があって、対策をしていただきたいと思います。

おたる子育てプランについて

それから次が、ここの部分で開かれた学校ということで、この間、次世代育成プランというのができあがりまし
たね。これはいわゆるエンゼルプランの新版というふうに押さえているのですけれども、ここのところに学校教育
の中から開かれた学校づくりの中でスクールサポーター・ボランティアなどの活動の展開ということがあるのです
けれども、16年度にもこれを行ったというふうな記述があるのですけれども、この実態はどうなっているか。

(教育) 学校教育課長

小樽市の次世代育成支援計画の「おたる子育てプラン」という中で、私どもの方のスクールサポーター及びボラ
ンティアの活用によるということで記載してございます。現実的には、今スクールサポーターという名称が出てい
ますけれども、退職校長の方が児童の登校時とか、そういったあたりに学校の付近にかけて子どもの安全を見てい
ただくということを現在やってございますし、それからそのボランティア的なことを言えば、中学校のクラブ活動
などに外部の民間の方が入って教えてもらったり、そういうケースもございますし、また授業の一環として総合的
な学習というのをやってございます。その中で地域の方を講師に招いて、例えばその地域の昔の話をするとか、い
ろいろやってございますので、そういったことをここには記載をしているということであります。

佐々木(勝)委員

その話はいろいろ聞くけれども、ここの記述の中に、サポーターなど他の人的資源を活用したカリキュラムを編
成すると書いてあるのです。ここの呼びかけはどういうふうにして呼びかけたのかと思うけれども、そこを教えて
ください。

(教育) 学校教育課長

先ほど申しあげましたように、講師の場合、総合的な学習の時間やなんかのそういったときにカリキュラムの中
に入っていくという形になってございますので、そういう意味合いも含めて、これをちょっと記載をしているとこ
ろであります。

佐々木(勝)委員

充実させているというその意味もあると思いますけれども、開かれた学校づくりの中に地域の力をかりるとい
うことも必要と思うので、具体化していくのだろうと思います。

それから、同じくこの中に私もどのようにしているか、よく話をしていたのですけれども、家庭や地域の教育力
の向上という観点からすれば、特にスポーツ分野においてはこういうねらいがあったと。総合型地域スポーツクラ
ブというものが全道的にも発信されて、そういったような取組をやっているところもあるということで、では小樽
の場合はどうなのかということで問題提起をしたことがございます。現状この総合型地域スポーツクラブについて
はどうなっているか。

(教育) 上杉主幹

総合型地域スポーツクラブの育成につきましては、平成17年度から着手しまして、例えば現状、マスタープラン
の作成など、それぞれの年度ごとに応じた計画を作成していく中で、小樽の地域性に合った総合型のスポーツ
クラブづくりに努めてまいりたいと考えてございます。

佐々木(勝)委員

17年度から着手するのですね。

(教育) 上杉主幹

はい。

佐々木(勝)委員

今年からということですがけれども、いろいろ課題も出て、それをクリアしながらやってきているというふうに私
は受け止めているのですけれども、これを進めるに当たっての問題点・課題というものを担当の方ではどのように

押さえていますか。

(教育) 上杉主幹

一般的に言われている課題ということで3点ほど挙げさせていただきますが、まず1点目は、地域住民の方々の理解をどう促進していくかということになるかと思えます。2点目は、クラブを運営するに当たってのいわゆる自己資金をどのように確保していくかという問題。それから3点目には、例えばクラブを運営する段階で実技の指導者とクラブマネージャーというような言い方をしていますが、これらの指導者をどう確保していくかというような、このような3点ほどが大きな課題となっているというふうにございます。

佐々木(勝)委員

本当に小樽にはいろいろな財産があります。人、物、それから財産をやはり生かしていくという観点で、これに着手するということが、実現に向けて大いに頑張りたいというふうに思います。

教育部品田次長

今、委員の方からお話がありました、まず一歩といたしまして、スポーツを通しまして地域コミュニティづくりに向けた意識啓発、それから子どもといたしましては、スポーツクラブの設立趣旨の理解を幅広く求めていく中で、まずその基盤的なものをつくり上げていくと。ちょっと時間をかけた中で、平成22年を目標にした中でこのクラブ設立を考えていきたい、このように考えているところでございます。

佐々木(勝)委員

都通りのアーケード火災について

最後に消防にお尋ねをして終わりにします。

さっき小前委員の方から何点かご質問がありましたけれども、私の方は2月3日に都通りのアーケード火災がありましたね。この火災について、概要をお知らせいただきたい。

消防長

アーケード火災の概要でございます。2月3日午後に発生いたしました稲穂2丁目のアーケードの火災でございますが、木造密集地の木造3階建ての1棟延べ400平方メートルの4店舗が入居する建物が全焼した火災でございます。

佐々木(勝)委員

私の聞き方が悪いのか、2月3日の都通りアーケード火災についての概要と伺いますか。先ほど答えてもらったのは、アーケードにおける火災というものは結構古くて以前にあったけれども、どのぐらいの経過だったのかということを知りたいと思ったのです。それで、アーケード火災というと、結構消火は難しいというふうに思うのですが、だから、アーケード火災というのは、都通りアーケードの中で近隣の火災、けが人とか負傷とか、こういうものは以前の火災でありましたか。

消防署長

過去に3回ほど火災がございましたけれども、負傷者等はございませんでした。

佐々木(勝)委員

それで、今回の場合は、結構私も現場の方に遅れて行ってみたら、火災の消火についてはたいへんな思いをしたと、こういうことなので、今回はけが人もなかったということで、その辺で今回の火災を教訓とすれば、総括すれば、どういうことになりますか。

(消防) 警防課長

教訓と伺いますか、今後の対応といたしましてですけれども、消防といたしまして、中央通の拡幅に合わせましたアーケードの改修におきまして、平成15年2月にアーケード火災の対応訓練をさせていただきます。アーケード火災には濃煙とか熱気が充満する特徴がございます。火災時においては地域住民の避難を最優先するとともに、早い時

点での消防隊の増強を図りまして、隣家等への延焼拡大防止に努めたいと、このように考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

財政再建推進プランについて

まず初めに、財政再建推進プランについて若干質問したいと思います。

実は、1月末に、私、福岡県赤池町に行ってきたのです。実際に行ってみたいと思って、規模は1万人ちょっとでございますので小樽の14分の1でございますけれども、内容的にはたいへん小樽と似ている状況がございまして、何でそうなったかということのいろいろ聞きましたところ、一つは公共施設、生活環境施設整備等の借金の返済の増加があったということです。もう一つは先行投資の損失です。それから、三つ目にはこの小樽とたいへん似ていますが、病院会計の不良債権債務解消のための一般会計からの繰出金、それから過去の人件費、給与等水準の高さと職員数の増があった。最後に各種使用料が国の基準を上回っていたと。これは大体どの都市もそうなるかもわかりませんが、たいへん似ているのですけれども、これについて小樽市と比較していかがですか。

(財政) 財政課長

実際に行かれたということですが、ちょっと補足します。赤池町(まち)なのです。もともと昭和24年までは上野委員と同じ上野村と書いてアガノ村といました。小樽に非常に似ているというまさにそのとおりでございます。財政悪化の一番大きな原因は炭鉱がつぶれた後に、この再生のために土地開発公社が土地を買って工業団地をつくろうと、30ヘクタールぐらい買ったのですけれども、それが一度失敗したのです。そのほかに今言われたようなもともと炭鉱の町でしたから、道内でも夕張とか産炭地は給与水準が高かったり、行政の方も炭鉱が利益がいいときには非常に税収も多かったわけですから、そういうことで住民サービスというのが非常に高かったと、そういうところで非常に小樽と似ています。

上野委員

この再建団体になる、これは必ず全部がデメリットというわけではないですよ。メリットもあるですよ。例えば職員減が、少数精鋭で行政の運営の実施。少数精鋭で行政ができるという、そういうメリットがある。予算が少ないので最小の経費で最大の効果を考えるという、そのほかいろいろメリットがあるのですけれども、デメリットも大きいのです。一番大きいのは我々議員も関係するのですけれども、小樽市民や議会の要望では対応できなくなってしまうということ、これは大きな問題ですね。それから、補正予算などいろいろデメリットがあって、一番恐ろしいのは、市民ではなくて、やはり皆さんここにいる、定年を迎える方が多いのですけれども、これから若手の職員がこれをやると、本当に10年間ぐらいもう完全に給料も抑えられますし、庁内の改革も我々がやらなかったら、必然的に総務省から徹底的にやられるのです。これは本当にこの小樽の庁内が一番打撃をこうむるというのが、これはもうはっきりしているのです。

それで、しつこくはやりませんが、今、相撲は大阪場所ですか。相撲取りが15日間ですから、今3勝7敗で、あとの5勝しなければこれ勝ち越せないのです。これも5か年計画ですね。毎年かち取っていかないと、落ちてしまうのです。本当にそのぐらいの気持ちでやらなければならないという。ですから、私は内容的にはまた機会があったら質問しますが、こんな推進プランなんて、私から言わせるとプランは何か夢のあるようなことなのです。これはもう財政再建計画予定プランとか、私言っているのは、私も聞きたいのだけれども、もう財政再建計画に入っているという気持ちでやらないと、たまたま総務省からチェックがないので、小樽市内でこれはやらなければならないというぐらいの計画に入っているというような気持ちでやらないと、あとの保証はできないと思うのです。いかがですか、財政部長。

財政部長

おっしゃるとおりで、毎年度強い決意を持って進めていかなければ、とうていこれは到達しないという部分になります。現実にも私は国の関与を受けていないかといえば、そういうのではなく、いろいろな意味での意見をいただくなどということは、日ごろからやはり道を通じまして小樽市の内容については詳しく伝えて、そういう意味では表面にはあまり大きな額として出るわけではございませんけれども、いろいろな対策の中で道の支援とかを受けているのが現実でございます。

そして、上野委員も赤池町を訪問していろいろなお話をお聞きになってきたとは思いますが、小樽市の場合も、確かに恒常的に、今、財政課長が申し上げたような状態でございますし、何にしても一般会計がこけると、それは赤池町の公社あるいはあと病院もございましたから、それと同じように私どもも病院事業会計への貸付金あるいは国民健康保険事業特別会計への貸付金、これが一挙に噴き出します。したがって一般会計を、何とか再建団体に陥らないようにしていかなければ、なったときには大変なことになるということは皆さんもご承知のことだと思います。

過去には、私、ある雑誌の中で、赤池町の町長の言ったことが非常に印象に残っているのですけれども、やはり昭和50年代に何回も財政健全化計画をみずからつくって自主再建しようと思ったけれども、それができなかった。再建しよう、再建団体になったつもりでやろうと思っても、やはりだめだったのだと。いろいろな利権構造とか、あるいはしがらみ、これを断ち切らなければやはりつもりではできない、再建団体になる必要があったのだということ、町長がしみじみも書いているものがございました。私はそのようになってはやはりいけないと思いますので、これは本当に、今、市職員のことについてお気遣いいただきましたけれども、職員だけではなくて、やはり市民の皆さんも思いをあらたにしなければなりません。ですから、その辺を考えて、やはり強い決意を持って取り組んでいかなければならないというふうに思います。

上野委員

今日市長がいればいいのですけれども、本当に小樽は再建団体にならないというようなキャッチフレーズを、小樽市民に、恥ずかしいけれども小樽の駅の横断歩道に書くぐらいの気持ちで私はやらなければいけないのではないかと、本当は市長に聞きたいのですけれども、市長はいませんので総務部長、市長代行で一言お願いします。

総務部長

今、財政部長も話しましたが、これは確か昭和31年に小樽市も再建団体になりまして、まさに約50年ぶりにそういうものに直面をしているのです。相当厳しい状況になっていると。今、職員についても、例えば以前から皆さんが共通認識がないではないかとか、危機感がないのではないかと、それから意欲が低下してくるのではないかと、そういうご心配をおかけしています。しかしながら、我々職員一同はみずからの身を削って、しかも退職不補充という中で業務の効率、こういうものを図って今一生懸命やろうとしています。実際もうやっています。その中で、ネーミングがあまりよくないとおっしゃいましたけれども、財政再建推進プランを立てまして17年度には実施計画、要するにアクションプランニングというものをつくって、市長を先頭として職員が一丸となって進めていこうということで今していますので、まずその辺をひとつご理解願いたいと。あわせて議員も、皆さん方にも、じゅうぶんなご支援をひとつお願いしたいと。こういうことは何を言っているのか、既にご承知かと思いますが、これ以上申し上げませんが、その中でひとつ我々もとにかく再建団体にならないように、古くさい言葉ですけれども粉骨砕身といいますか、そういうことで進めていきたいと思っておりますのでひとつご協力をお願いしたいと思っております。

上野委員

次に、教育委員会。

校長・教頭の人員配置について

まず、教育長に。もう 3 月、そろそろ 4 月になってまいります。各小・中学校の管理職、校長・教頭の人員配置、今のような形になって、新学期にいくのかということをお聞かせください。

教育長

小樽の教育の活性化にかかわりましてやはり教職員、具体的に校長先生の人事面での配慮というのがそれなりに必要ではないかというふうに考えてございます。特に 17 年度に向けまして、これまでは小樽市と後志で校長・教頭・一般の先生方の人事登用をしていたところでございますが、新しくなった校長・教頭先生が後志に行ってもらってというような傾向が強かったのですが、平成 17 年度、この 11 日に 2 名の方を道教委から内示をいただきました。その中身、全く我々賛成で、現職の校長、現職の教頭が何人が後志の方に行きます。さらに後志の校長、教頭が小樽に来てもらって活躍することで人事交流をする中で、とりわけその中でも小樽を全く知らない校長、教頭も何人が入ってもらいます。今までは小樽をよく知っている方に来てもらっているという一つの例だったのでございますが、これからはやはり小樽の全体を活性化するため、小樽で活躍した人が後志にまた戻ってもらうというのも、そういう方もいらっしゃるし、全く小樽を知らない方でもさらに入ってきて、さらに小樽のために頑張ってもらおうという、そういうような観点から、とりわけ年齢構成でございますとか、学校に対する使命感、子どもに対する教育の使命感とかを持っていただきたいとか、何よりもリーダーシップを発揮してほしいという、そういう校長、教頭をかなりの数、後志と入れ替えさせていただきます。小・中一般教員も全部合わせますと、後志に出るのは小・中、再度言いますが、校長、教頭、一般教員を合わせましてこの後志で活躍していただくのは 20 名。逆に、こちらの方で行ってもらうのは 27 名ということで、今までの中では多いものでございます。さらに去年だったでしょうか、公明党の秋山委員から女性管理職などというお話もございましたね。今は女性の校長が 1 名で、教頭が 3 名でございますが、平成 17 年度からは内示書類を見ますと、女性の校長が 2 名、教頭が 3 名ということで、さらに女性としての立場から小樽の教育を充実させていただきたいというのが、平成 17 年度における話であります。

上野委員

後志管内以外から来る方はいますか。もしいるのだったら教えていただきたい。なければよろしいです。

教育長

教頭で 1 名、稚内で現職の教頭が、小樽とは関係ないのですが、小樽で頑張ってくれるということなので、来ていただくということになりまして、小樽の方にそういうことで配置になってございます。

上野委員

私も前から質問しているように、小樽はなかなか教頭になる人材がない。人材はいるのですけれども、なり手がいないというので、そういうことが逆に言ったら功を奏したのではないかなというような。我々も昔から、公表しなければ小樽の教育はよくならないということが言われておりましたので、今回新しい教育長の下でこのような人事が公表されることに対して私たちはたいへん期待しておりますので、よろしくお願いたします。

教員の指導力向上の制度について

それに関連しまして、これもちょっと私 1 月に北九州市に行って、先進の都市はもう本当にたいへんなことを教育現場でやっているのです。例えば指導力不足教員の人事管理システムなんて、小樽では考えられないことをもう今やっているのです。先生たちをきちんと管理するテスト項目があって、例えば教員としての使命感や責任感に欠ける、子どもの立場に立った対応や教育的愛情に欠ける、基本的知識や指導の工夫に欠ける、それから保護者や地域との密接な対応ができない、学校運営の参加意識や協同姿勢が欠ける、そのような意図を皆さんが今聞いたとき、教員としてそんなに難しいことではないです。そういう先進の都市でもこれが欠けているのです。私は、小樽の場合は道教委の管理下に入りますので、小樽独自ではそれはできないと思いますけれども、やはり小樽もこういうことをきちんとし、これに欠ける先生がそういうところでもたくさんいるのです。実際研修にも入っているの

す。パーセンテージから 1 割ぐらいの先生の。今言ったような項目ですから、そんな難しいことを言っているわけではないですから。やはりこういう時代に来ているのだと。それだけでなく管理職員ですから、校長・教頭の人事管理システム、これもやっているのです。校長としての資質があるかないかと。そこはたいへん確率の高い、何倍も超えて教頭・校長になっている市なのです。なのにこういうシステムを、新聞に載っていましたけれども、7 人の校長・教頭が能力不足。2 人の校長と 5 人の教頭が能力不足で、1 人は学校現場を離れて 1 年間長期研修に入ると。もうこういう時代に教育の場が来ているということを、我々小樽も意識していかないと。

それはなぜかといったら子どもに一番問題点がいくのです。先生がやはりこういうことをきちんとしないと、子どもに行きます。なかなか小樽の教育はたいへんでございます。適正配置もございまして、いろいろ教育委員会のことも毎日毎日一生懸命やっていますけれども、長期的にはやはりこういうことをやっていかないと、小樽の教育はますます私は後退していくのではないかと。

もちろん学力面でも小樽は落ちています。今、北大学力増進会の中でも小樽の子どもたちはどこも行けませんから、学校で教える学力より向こうの方がずっと上ですから。これはもう教育長も覚えていると思いますけれども、こういう本当に危機的な今状況にあるということに対してです。

もう一つ、そこは教員にすぐれた教育活動実践教員の表彰制度というのがあります。先生たちに表彰をしているのです。項目を決めて、年間約 50 人ほどの先生に、あなたは教員としてすぐれているとちゃんと表彰しているのです。お金をあげているわけではないです。本当に必死で頑張ってくれたと、これがほかの先生たちへの影響力がすごく高く、みんながそれを目指して教育のためにやっている。そして、何のメリットがあるかという、管理職になる確率が高いこととございまして、そういうのに優先させてなるとか、例えば海外研修にはその先生たちを選考の際優先的に行かせるとか、もうこういうことを教育現場で今やっている事実がございまして、この資料は私が教育委員会にあげていますので、今後これについてどういうふうに取り組んでいくかということ、これも教育長の方がいいですね。お願いいたします。

(教育) 学校教育課長

まず、上野委員のおっしゃいました北九州市の関係ですけれども、一つは任命権者がそういった研修については行うという形に地方公務員法の方でなっております。市教委が行ってもいるのですけれども、とりあえずはそういう形になってございます。そういう中で、初め言われました指導力向上の制度というのは北海道教育委員会にもございます。そういう中では、平成 14 年にできていますけれども、病気とか障害以外の理由によりまして児童・生徒との人間関係を築くことができないなど児童・生徒を適切に指導することができないため、その当該教員が担当すべき授業をほかの教員が分担して行うという、そういう状況にある人については、特別にその指導停止を行うという制度は当然でございます。そういう中で、この制度につきましては毎年道教委の方で、それぞれ道内の教育委員会の方にそういった先生方についてピックアップしてくれという形で来るわけでございます。小樽の場合は、まずそういう形で来てございまして、それぞれその学校にそういった部分についてはおろして、学校長からの答申というか内申を得て出すわけですけれども、幸いなことにそういった指導力不足といいますが、そういう先生はおられませんので、こういった制度には当然該当してこないという形になってございます。

それからもう一点ですけれども、表彰制度という形でうたっていました。北海道にも当然こういった表彰制度が二つございます。一つは功績者表彰というのと、それから永年勤続という表彰がございまして。永年勤続は、30 年たてば表彰されます。もう一つの部分、北海道教育功績者表彰規則というのがございまして、これも毎年そういった形の中で各市町村に照会が来てございまして、そういったものを利用して、私たちはそういった先生方に対する表彰とかについて行っていくということでございます。

教育長

上野委員の小樽の教育に対します熱い思いというのはすごく肌で感じました。実はご承知のように、教育という

のは教師と子どもの人間関係といいますが、さらにはこのごろは教師と子どもと保護者の人間関係が、すごくやはり子どもたちをよくも悪くもするのではないかと思います。とりわけこのごろの時代は、私たちの時代と違いました大人の間関係でも保護者の願いがたくさん来るものですから、教える教師もなかなか大変でないかという思いがございます。委員からも資料をいただきましたが、北九州を初め東京でありますとか、いろいろな都道府県レベルの教育委員会では、教師、さらには校長、教頭をどういうふうにとらえるか、言葉がちょっと悪いのですけれども、どういうふうに評価するかということについてはたくさんございます。ご承知のように北海道教育委員会も去年あたりから、いろいろな角度からどういうふうにして子どもとうまくやっていく教師をつくっていくかという、その評価の研究もしているところです。私どもはこれからそういう部分を見ながら、委員もおっしゃいましたが、やはり小樽の子どもたちの心はもちろんであります、学力をどういうふうにそれぞれ高めるかというのが私はまず一番大事なことだと思います。そういう面で、国とか道のレベルのそういう研究も加えながら、小樽の子どもたち一人一人が将来学校教育で学んでよかったと思うような、そういう学力を定着する、学力がつくような、そういうような努力はしてまいりたいと考えております。

上野委員

表彰制度においてもそんなに難しいことではないのです。当たり前のことをやっているのです。卓越した指導力、模範となる授業を実践しているか、子ども・保護者・地域からの絶大な信頼を得ているか、教育的愛情を持った生徒指導を行っているか、学校教育目標実践のために学校運営に貢献しているか、このような当たり前のことを当たり前にするのが今教育の現場ではたいへん大事なことです。当たり前のことを当たり前でやること、これができないのです。ですから、教育長もまだ教育長になったばかりでございますので、これは何年間も教育長の場にいると思いますので、どうぞ教育委員会も忙しい中こういうことをクリアしていくような鋭気を養ってもらえればありがたいと思います。

最後でございますけれども、相沢消防長は3月定年を迎えます。もう長年消防畑を歩いた大ベテランでございますので、これから小樽の消防行政において何か思いがございましたら、ちょっとお願いしたいと思います。

消防長

退職につきましては今までひとつのように思っておりましたけれども、今になって自分も退職するのだなというふうに実感しております。思いでありますけれども、40年余り勤めさせていただきました。一つ思いといたしましては、在職中サイレンの音と呼出しの電話で悩まされてきたというふうに、これは保安職ということで仕方ないのでありますけれども、そんなことで退職するに当たりましては、今の財政事情、職員の減、それから業務の増加ということで、たいへん難しい時期に来ていると思います。そんな中で職員一丸となって、これまで以上に頑張っていってほしいと、こんな思いでいっぱいでございます。ありがとうございました。

上野委員

山下総務部長もまだまだ激務な仕事がまだ本会議も残っておりますけれども、最後の委員会でございますので、一言何か思いを語っていただければありがたいと思います。

総務部長

まず、この審議の大事な時間に済みません。ありがとうございます。口の悪い、このがさつな、しかも人に言わせれば、こわもてというふうに言われているような私に、委員長をはじめ委員の皆様、それから議員の皆様方におつき合いをいただきまして本当にたいへん感謝申し上げます。退職に当たってということですが、実際に23日まで、まだ本会議も含めてありますので、ちょっと退職するという実感はわいていません。しかも、まだ2週間ほどありますので、実感としては17年度を迎えるのかなというふうな気持ちで今いっぱいでございます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、確かに財政事情が非常に厳しい中ですから、そういっても実際に退職していなくなるわけですから、残った職員の方々皆さん優秀な方々がいっぱいそろっておりますので、何とか

この財政の危機を乗り越えていっていただけるのだらうと、こういうように今感じています。いずれにしても議員の皆様方の協力なしでは、もちろん住民の方々の協力なしでは、この今の厳しい財政状況というのは乗り切れない。もちろん、市職員がみんな頑張ってもらわなければならないということなので、まず健康に皆様方留意してこの難局に立ち向かっていただきたいというふうに思っています。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時43分

再開 午後 5 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

議案第32号は否決、議案第45号は可決の討論をします。

外国税額控除の制度は大企業優先という制度の最たるもので、国も地方も税収が大きく落ち込んでいることが財政悪化を招いている大きな要因ですが、大企業優遇税制に踏み込んで、不公平税制の是正が財政再建の大きなかぎです。議案第32号の条例改正によって、今すぐ小樽市の財政が大きく影響を受けることはないようですが、外国税額控除の適用をさらに広げるものであり、賛成しかねます。

議案第45号については、被爆60年を迎える今年、小樽港の平和な利用を願う市民の思いをぜひ実現させていただきたいと思います。

陳情については、願意妥当等のため、採択を主張し、詳しくは本会議で述べさせていただくことにして、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第41号及び第60号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、陳情はいずれも継続審査と決しました。

次に、議案第45号について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたします。

次に、議案第32号について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案は可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。